

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
1	2章1. I	I 成長力底上げ戦略 成長の基盤となる人材、中小企業への投資により、成長力の底上げを図る。働く人全体の所得・生活水準を引き上げることで、格差の固定化を防止し、人材の労働市場への参加や生産性向上を目指す。	内閣府成長力底上げ戦略担当室 (次の省庁(成長力底上げ戦略推進幹事会メンバー省庁)とも密接に連携:内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
成長力底上げ戦略の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>本格実施の準備</li> <li>各施策を有効に組み合わせた先行的取組を展開</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>本格実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>21年度は引き続き実施</li> <li>22年度以降はそれまでの実施状況を検証しながら施策を展開</li> </ul>	<p>(基本構想のとりまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回構想チーム会合開催(19年2月1日)</li> <li>第2回構想チーム会合開催(19年2月8日)</li> <li>第3回構想チーム会合開催(基本構想とりまとめ)(19年2月15日)</li> </ul> <p>(成長力底上げ戦略推進円卓会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回会合開催(基本構想の趣旨を確認、地方版成長力底上げ戦略推進円卓会議の設置、各戦略の積極的推進を合意)(19年3月22日)</li> <li>第2回会合開催(各戦略の19年度実施計画及び20年度実施方針を了解)(19年6月6日)</li> <li>第3回会合開催(当面の中小企業の生産性向上と最低賃金の引上げについて合意)(19年7月9日)</li> </ul> <p>(地方版成長力底上げ戦略推進円卓会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回会合開催(基本構想の趣旨を了解。各戦略の地域の実情に応じた展開について議論)(19年5月18日～7月9日開催)</li> <li>第2回会合予定(議題としては、中央における第2回及び第3回円卓会議における議論及び各戦略の進捗状況等を予定)(19年10月31日～11月30日開催予定)</li> </ul>
(参考) 主な予算措置 (20年度は概算要求)			<p>(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>0.2億円(円卓会議の開催関係経費)</li> </ul>			<p><b>※各戦略の進捗状況については、別葉参照。</b></p>

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

\*成長力底上げ戦略については11月7日時点取りまとめ

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
2	2章1. I (1)	(1)人材能力戦略 ①「職業能力形成システム」(通称:「ジョブ・カード制度」)の構築 フリーター等の就職困難者や新卒者に対し、協力企業等において職業能力形成プログラムを提供し、履修実績等を記載した「ジョブ・カード」を交付する。 ②大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築 就職困難者や新卒者等に対し大学・専門学校等の教育プログラムを開放し、「実践型教育プログラム」を提供する。 ③官民共同推進組織の設置 平成19年5月に設置した「ジョブ・カード構想委員会」において具体的構想の検討を進め、平成20年度に本格実施する。平成22年度以降、実施状況を検証しながら拡充する。	内閣府成長力度上げ戦略担当室(成長力度上げ戦略推進幹事会メンバー省庁のうち、特に、文部科学省、厚生労働省、経済産業省と密接に連携)

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題(各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) (1)職業能力形成システム ①「職業能力形成プログラム」の提供	「実践型人材養成システム」の普及促進 ・有期実習型による職業訓練の先行プロジェクトとして、事業主団体による先進的なモデル事業を実施し、その成果の全国的な普及を図る。 「日本版デュアルシステム」の推進 ・委託型による職業訓練の先行プロジェクトとして、フリーター等の若年者3万人を対象とし、委託訓練を実施。 本格実施に向けた検討 (ジョブ・カード構想委員会において、検討)		・19年度における先行プロジェクトの結果及びジョブ・カード構想委員会による詳細設計を踏まえ、実施。 ・19年度における先行プロジェクトの結果及びジョブ・カード構想委員会による詳細設計を踏まえ、実施。		・21年度までの3年間に集中的に実施 ・21年度までの3年間に集中的に実施	○地域の事業主団体が主導して、傘下企業に対するニーズ調査、支援制度や留意事項の説明及びモデルカリキュラムの作成等を行い、傘下企業における「実践型人材養成システム」の効果的実施を促すモデル事業を13団体に委託するとともに、事業主等に対する支援措置を創設。 ○計3万人を対象に委託訓練を実施中。 ○20年度予算要求において、以下を要求中。 ・産業界が主導する推進体制の整備 ・モデル評価シート(仮称)の開発等 ・職業能力形成プログラムへの誘導のための職場見学・体験講習の実施等 ・「実践型人材養成システム」の普及・定着の促進 ・新たな有期実習型訓練の創設と訓練実施企業に対する支援 ・「日本型デュアルシステム」等の拡充 ・母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした新たな組み合わせ訓練の創設 ・的確な評価を実施するための「評価者」の育成支援
②「ジョブ・カード」の交付	基本的な制度設計 (ジョブ・カード構想委員会において、検討)		交付 ・ジョブ・カード構想委員会において19年末までに取りまとめが予定されている詳細設計を踏まえ、実施。		・21年度までの3年間に集中的に実施	・7月24日にジョブ・カード構想委員会中間報告を公表。詳細は、引き続きジョブ・カード構想委員会において検討。 ・20年度において、産業界が主導する推進体制の整備を目指す。
③「職業能力形成」に対する経済的支援	本格実施に向けた検討 (ジョブ・カード構想委員会において、検討)		プログラム参加者や参加企業等に対する支援 ・ジョブ・カード構想委員会において19年末までに取りまとめが予定されている詳細設計を踏まえ、実施。		・21年度までの3年間に集中的に実施	・7月24日にジョブ・カード構想委員会中間報告を公表。詳細は、引き続きジョブ・カード構想委員会において検討。 ・20年度においては、新たな有期実習型訓練の創設と訓練実施企業に対する支援、職業能力形成プログラム参加者に対する生活費の貸付を行う融資制度の構築を目指す。
④「キャリア・コンサルティング」の拡充	本格実施に向けた検討 (ジョブ・カード構想委員会において、検討)		プログラムへの積極的な誘導と効果的且つ綿密なキャリアコンサルティングの実施 ・ジョブ・カード構想委員会において19年末までに取りまとめが予定されている詳細設計を踏まえ、実施。		・21年度までの3年間に集中的に実施	・7月24日にジョブ・カード構想委員会中間報告を公表。詳細は、引き続きジョブ・カード構想委員会において検討。 ・20年度に向けて、参加者に対するキャリア・コンサルティングを実施するとともに、携帯サイトを活用した情報提供等の体制整備を図る。
(2)大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築	大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の開発・実施 ・「大学・専門学校等における再チャレンジ支援推進プラン」において、社会人等を対象とした優れた実践的教育プログラムの開発・実施の取組を選定・支援するとともに、履修証明の制度化を図るなど履修証明書を交付する取組を普及。		大学・専門学校等における「実践型教育システム」の構築・推進 ・「ジョブ・カード構想委員会」の検討結果を踏まえ、大学・専門学校等における、職業能力の形成に資する専門的・実践的教育プログラムの開発・実施を促進。 ・各大学・専門学校等における「履修証明」の「ジョブ・カード制度」への活用を推進する。		・20年度までの実施状況等を踏まえ、実施方針等について検討	・「大学・専修学校等における再チャレンジ支援推進プラン」において、大学・専修学校等で211件の取組を選定・実施。 ・20年度に向けても、「実践型教育システム」の構築・推進に向けて検討。
(委員会等における検討の実施) (3)官民共同推進組織の設置	「ジョブ・カード構想委員会」の設置・開催(5月～) ・経済界・労働界の代表及び学識経験者等の有識者で構成される構想委員会、関係省庁の代表者で構成される幹事会を設置し、年内を以て「職業能力形成システム」及び「実践型教育システム」の具体的構想を検討。		「推進協議会(仮称)」の設置 ・「ジョブ・カード構想委員会」における検討及び19年度の先行プロジェクトの実施状況等を踏まえ、「職業能力形成システム」及び「実践型教育システム」の拡充を検討。			・構想委員会及び幹事会の設置(19年5月) ・第1回会合 議題:「職業能力形成システム」構築の基本的考え方等(19年5月23日) ・第2回会合 議題:職業能力形成システムの骨格等、20年度概算要求に向けて(19年6月12日) ・第3回会合 議題:職業能力形成システムの概要等(19年7月12日) ・中間報告(19年7月24日) ・中間報告を受け、引き続き詳細設計を検討(19年末に取りまとめ予定) ・20年度に向け、国・産業界、労働界、教育界等からなる「ジョブ・カード推進協議会」の設置を検討。
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)	(厚生労働省) ・73.3億円 (文部科学省) ・25.3億円		(内閣府) ・0.1億円 (厚生労働省) ・195.6億円 (文部科学省) ・61.7億円			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
※予算額については、上欄参照。			
(アウトプット指標)			
(1)職業能力形成システム ①「職業能力形成プログラム」の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「実践型人材養成システム」にかかるモデル事業委託団体数：13団体(19年度の予定)</li> <li>・「日本版デュアルシステム」にかかる委託訓練受講者数：2万7千人(17年度の実績)、2万8千人(18年度の実績)、3万人(19年度の予定)</li> </ul>		
②「ジョブ・カード」の交付		<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力形成プログラム及び実践型教育プログラムの修了者に対する交付数：20万人程度(20～22年度の目標)、40万人程度(20～24年度の目標)</li> <li>・上記を含めたジョブ・カードの交付総数：50万人程度(20～22年度の目標)、100万人程度(20～24年度の目標)</li> </ul>	
(2)大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大学・専門学校等における再チャレンジ支援推進プラン」に参画する大学・専門学校等数：211件を選定、実施(19年度の実績)</li> </ul>		
(アウトカム指標)			

\*成長力底上げ戦略については11月7日時点取りまとめ

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
3	2章1. I (2)	<p>(2)就労支援戦略</p> <p>①「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の策定 厚生労働省を中心に、母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行について、5年後の具体的な目標を平成19年度内に策定する。平成19年度～21年度を目標実現の集中戦略期間として、就労支援体制の全国展開、ハローワークを中心としたチーム支援、関係者の意識改革のための情報提供・支援のネットワークづくり等を行う。</p> <p>②「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ 授産施設等で働く障害者の工賃水準を現在の2倍以上に引き上げること及び一般雇用への移行準備を進めることを内容とする5か年計画を平成19年度中に全都道府県で策定し、推進する。</p>	内閣府成長力底上げ戦略担当室(成長力底上げ戦略推進幹事会メンバー省庁のうち、特に、厚生労働省と密接に連携)

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題(各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) (1)「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の策定 ○地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開						
	全自治体において「生活保護の就労支援プログラム」を策定		効果的な運用の促進		・21年度までの3年間に集中的に実施	・19年度中に全自治体で就労支援プログラムを策定する方針を、全国主管課長会議(19年3月5日)等で周知。 ・20年度においては、策定されたプログラムに基づき、就労支援の実効を上げる。
	母子家庭等就業・自立支援センター事業の全国展開		事業実績の向上		・21年度までの3年間に集中的に実施	・19年度中に対象となる自治体をすべてカバーし、全国展開。 ・事業実績に応じた補助方式の導入(検討中)による母子家庭等就業・自立支援センター事業の実績の向上。
	母子自立支援プログラム策定事業、母子家庭自立支援給付金の普及		普及を推進		・21年度までの3年間に集中的に実施	・事業実績に応じた補助方式の導入、ハローワーク等を通じた事業のPR。 ・20年度においては、事業内容の見直しとあわせて、自治体への働きかけの強化を検討。
	マザーズハローワーク事業の全国展開		マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化		・21年度までの3年間に集中的に実施	・マザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」を設置して同様のサービスを展開。 ・20年度においては、マザーズハローワーク事業の拠点の拡充を図るとともに、求人確保、保育関連サービスの充実、出張セミナー・相談の実施等による機能強化を検討。
	「障害者就業・生活支援センター」の拡充		引き続き、センターを拡充・強化		・21年度までの3年間に集中的に実施	・現在までに目標数(135か所)設置達成。 ・20年度においては、「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を235センターに拡充するとともに、職場定着機能の強化を検討。
	「チャレンジ雇用」の実施 (厚生労働省において、19年度中に「チャレンジ雇用」を100人規模で実施。 各府省・各自治体において、職場実習導入に向け、積極的に取り組む。 障害者施策推進本部において、内閣総理大臣より各府省に計画的に取り組むよう指示。		「チャレンジ雇用」の推進・拡大		・21年度までの3年間に集中的に実施	・厚生労働省においては、現在39人を受入れ(10月現在)。更に、本省にて5名を受入れを準備中。また、地方支分部局においては、ハローワークを中心に更に受入れを検討中。 ・20年度における各府省での「チャレンジ雇用」の計画的実施に向けては、「公務部門における障害者雇用推進チーム」において検討し、20年度から全府省で実施。
	障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開				・21年度までの3年間に集中的に実施	・全国で633事業所が実施(19年4月1日現在)。 ・20年度においては、障害福祉計画に基づき、引き続き、就労移行支援事業を計画的に実施。
	障害者に対する職業能力開発の推進		障害者の職業訓練機会の拡充		・21年度までの3年間に集中的に実施	・障害者委託訓練を実施。 ・公共職業能力開発施設における障害者職業訓練を実施。 ・20年度に向けて、教育・福祉分野との連携強化等により、障害者委託訓練の拡充を検討。
○ハローワークを中心とした「チーム支援」	生活保護受給者等について「就労支援アクションプラン」を順次実施		対象者の支援体制機能を強化		・21年度までの3年間に集中的に実施	・ハローワークと福祉事務所等との連携強化により、「生活保護受給者等就労支援事業」を推進。 ・支援対象者の就職率47.3%(19年度9月まで(対前年同時期2.1ポイント増))。 ・「就労支援チーム」の支援機能の向上等を図り、20年度において支援対象者の就職率57%を目指す。
	「障害者就労支援チーム」による一貫した支援の全国展開		「障害者就労支援チーム」の体制・機能強化		・21年度までの3年間に集中的に実施	・就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を全国的に実施。 ・20年度向け、「障害者就労支援チーム」の体制・機能の強化を検討。
	就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を全国的に展開		「障害者就労支援チーム」について、体制・機能を強化			
	ハローワークによる取組の強化 (障害者の雇促進を図るため、障害者雇用率の達成指導の強化、きめ細かな職業紹介等を推進)				・21年度までの3年間に集中的に実施	・就職件数の大幅な増加を図る。 ・20年度においては、障害者雇用状況報告において、雇用率達成企業の割合が5割を超えることを目指す。
○関係者の意識改革	障害者雇用に関する意識改革 (公的機関に対する雇用率達成指導を徹底 企業経営者、労働組合、従業員に対し、障害者雇用に向けた理解を促進 福祉施設、特別支援学校及び企業との相互の協力関係の構築を通じた雇用機会の拡大)				・21年度までの3年間に集中的に実施	・法定雇用率達成市町村機関割合の向上を図る。20年度においては、公的機関に対して、法定雇用率達成に向けた目標を設定し、目標達成に向けた指導を徹底していく。 ・38の都道府県教育委員会に対し、障害者雇用採用計画に基づく障害者の採用を行うよう、適正実施勧告を行った(19年10月31日)。 ・ハローワーク等を通じて周知・啓発を実施。20年度に向けて、地域の事業主団体を活用した「障害者雇用に関する意識改革促進事業」の実施を検討。 ・都道府県労働局において、職場実習のための事業所面接会を実施中。20年度に向けて、障害者雇用の底上げのための意識改革・就労支援ネットワーク形成推進事業の実施を検討。また、引き続き職場実習のための事業所面接会を実施すること等を検討。
(2)「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ (1)「工賃倍増5か年計画」を全国で策定、推進	「工賃倍増5か年計画」の策定 (地域の産業界や労働行政とのネットワークを構築する)		「工賃倍増5か年計画」の推進 (各都道府県が策定した工賃倍増5か年計画をもとに、各事業所で工賃倍増に向け、具体的な事業を実施)		・21年度までの3年間に集中的に実施	・各都道府県において地域の産業界や労働行政とのネットワークを構築し、「工賃倍増5か年計画」を策定。 ・20年度には、事業所職員等の意識改革や個別事業所に対するコンサルタント派遣事業の拡充等を実施。
	工賃倍増5か年計画の実施		各都道府県が策定した工賃倍増計画をもとに、各事業所で工賃倍増に向け、具体的な事業を実施		・21年度までの3年間に集中的に実施	・先駆的な取組を行っている事業所をモデル事業所と位置付け、ノウハウを広く普及。 ・各都道府県等を通じて周知・啓発を実施。

②企業的な経営手法の活用	<p>就労支援に関わる職員、利用者(当事者)、保護者の意識改革</p>	<p>〔引き続き意識改革を図る〕</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・都道府県労働局において、就労支援セミナー、事業所見学会を実施中。 ・20年度に向けて、引き続き、就労支援セミナー、事業所見学会を実施すること等を検討。</p>
③工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置	<p>企業からの仕事発注を奨励する仕組みの対象拡大</p> <p>・障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みについて、広く福祉施設や小規模作業所等が対象となるよう、その対象範囲を拡大。</p> <p>・企業等に対し、仕事の発注を奨励する仕組みの利用を促す。</p> <p>・福祉施設等に対し、在宅就業支援団体への登録を勧奨する。</p>	<p>企業からの仕事を発注する仕組みの利用促進</p> <p>・企業等に対し、引き続き、利用を促す。</p> <p>・福祉施設等に対し、引き続き、在宅就業支援団体への登録を勧奨する。</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・19年5月16日付け通達にて、都道府県労働局あて在宅就業障害者支援制度の対象の拡大について改正を通知し、あわせて企業や福祉施設等への周知を依頼。 ・地方版円卓会議で、企業や福祉施設等に周知を図った。</p> <p>・20年度についても、引き続きハローワーク等を通じて周知・啓発すること等を検討。</p>
(委員会等における検討の実施)				
(報告書・指針等のとりまとめ)				
(法令等の制定・改正) ○障害者雇用促進法制の整備	<p>障害者雇用促進法の改正</p> <p>〔障害者雇用促進法制の見直し〕について、夏頃に研究会報告書を取りまとめ、秋以降、審議会において検討。 ・次期通常国会に改正法案を提出を検討</p>			<p>・障害者雇用促進法制の見直しについて、研究会の報告書を公表(19年8月7日)。引き続き審議会において検討。 ・次期通常国会に改正法案を提出することを検討。</p>
(その他) ○障害者の「働く場」に対する発注等促進税制	<p>・障害者の「働く場」に対する発注等促進税制の創設を要望している。</p>			
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)	<p>(厚生労働省) ・127億6千万円</p>	<p>(厚生労働省) ・177億4千万円</p>		

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
※予算額については、上欄を参照。			
(アウトプット指標)			
(1)「福祉から雇用へ」5か年計画の策定			
○地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全自治体において「生活保護の就労支援プログラム」を策定</li> <li>・プログラム策定自治体の割合: 59.8%(18年度の実績)、100%(19年度の目標)</li> <li>○母子家庭等就業・自立支援センター事業の全国展開</li> <li>・センターの設置自治体の割合(対象自治体中): 94.9%(18年度の実績)、100%(19年度の目標)</li> <li>○母子自立支援プログラム策定事業、母子家庭自立支援給付金事業の事業実施率の向上</li> <li>・プログラム策定事業の自治体の割合(対象自治体中): 23.8%(18年度の実績)、46.4%(19年度見込み)</li> <li>・給付金事業の自治体の割合(対象自治体中): 74.0%(18年度の実績)、82.6%(19年度見込み)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等就業・自立支援センター事業実施率100%の維持</li> <li>・母子自立支援プログラム策定事業の自治体の割合 73.2%(20年度予算概算要求上)</li> <li>・母子家庭自立支援給付金事業の自治体の割合 91.2%(20年度予算概算要求上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等就業・自立支援センター事業実施率100%の維持</li> <li>・23年度における児童扶養手当受給者に対する就業相談の延べ件数を受給者数の10%とする(23年度の目標)</li> <li>・21年度までに事業実施率を100%に引き上げ、その後も維持。</li> <li>・母子自立支援プログラム策定件数20,000件(23年度の目標)。</li> </ul>
○マザーズハローワーク事業の全国展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マザーズハローワーク未設置県での「マザーズサロン」設置数: 36か所(19年度の実績)</li> </ul>	○マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化 ・新たな事業拠点の拡充を検討	
○「障害者就業・生活支援センター」の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター設置数: 110か所(18年度の実績)、135か所(19年度の実績)</li> </ul>	・センター設置カ所数の拡充を検討	・全障害保健福祉圏域(約400カ所)にセンターを設置。
○チャレンジ雇用の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省での障害者受入れ数: 100人規模(19年度の目標)、39人受入れ(11月現在)、更に本省にて5名の受入れを準備中</li> </ul>	・全府省において実施	・全府省において実施
○障害者に対する「就労移行支援事業」の全国展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国で633事業所が実施(19年4月1日現在の実績)</li> </ul>		
○ハローワークを中心とした「チーム支援」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害者就労支援チーム」による一貫した支援の全国展開</li> <li>・モデル実施数: 全国10か所(18年度の実績)、全国的に実施(19年度の目標)</li> </ul>		
(2)「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ			
①「工賃倍増5か年計画」を全国で策定、推進	○工賃倍増計画の策定 ・策定都道府県の割合: 100%(19年度の予定)		
(アウトカム指標)			
(1)「福祉から雇用へ」推進5か年計画の策定			
○地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者に対する職業能力開発の推進</li> <li>・障害者委託訓練修了者の就職率: 30.9%(16年度の実績)、40.1%(17年度の実績)、41.3%(18年度の実績)</li> </ul>		・障害者委託訓練修了者の就職率: 50%(23年度の目標)
○ハローワークを中心とした「チーム支援」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護受給者等について「就労支援アクションプラン」を順次実施</li> <li>・支援対象者の就職率: 45.2%(18年9月までの実績)、47.3%(19年9月の実績)</li> <li>○ハローワークによる取組の強化</li> <li>・ハローワークにおける障害者の就職件数: 約4万4千件(18年度の実績)、前年度比3,500件増(19年度の目標)</li> <li>・障害者雇用率達成企業割合: 43.4%(18年6月の実績)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者の就職率: 57%(20年度の目標)</li> <li>・障害者雇用率達成企業割合: 50.0%(20年6月の目標)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者の就職率: 60%(21年度以降の目標)</li> </ul>
○関係者の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用に関する意識改革</li> <li>・雇用率達成市町村機関の割合: 80%以上(19年度の目標)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用率達成市町村機関の割合: 85%以上(20年度の目標)</li> </ul>	

\* 成長力底上げ戦略については11月7日時点取りまとめ

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
4	2章1. I (3)	<p>(3)中小企業底上げ戦略</p> <p>①「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成 中小企業等の生産性の向上と最低賃金の引上げの基本方針について、円卓会議で検討を進め、政労使の合意形成を図る。</p> <p>②「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ 中小企業庁を中心に関係省庁において、以下を柱とする「中小企業生産性向上プロジェクト」を平成21年度までの3年間集中的に実施する。 (業種横断的な共通基盤対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請適正取引等の推進(業種ごとのガイドライン策定・遵守・普及、「独占禁止法」・「下請法」による取締り強化等)</li> <li>・IT化・機械化・経営改善(コンサルティング・資金支援、流動資産担保融資保証制度・電子記録債権制度の推進、「生産性向上特別指導員」による経営指導、データベースの構築や連携・共同事業化の推進等小規模企業の強化、省エネ推進等)</li> <li>・中小企業の再生(「地域中小企業再生ネットワーク」の創設)</li> <li>・人材能力の向上、創業・起業支援、事業承継の円滑化(重点業種・重点地域に対する活性化策)</li> <li>・小売業、建設業、対個人・事業所サービス業、繊維業、食品加工業等の生産性が低い業種、経営基盤が脆弱な地場産業、賃金水準が低い地域に対する対策の展開(「中小企業地域資源活用プログラム」の推進、地域の中小企業を支援する雇用・労働施策の活用、個別業種に対する指導・支援等)</li> </ul> <p>③ 最低賃金制度の充実 最低賃金の周知徹底や「最低賃金法」の改正(生活保護との整合性の考慮、罰則強化等)を行うとともに、上記①の政労使合意を踏まえ最低賃金の中長期的な引上げに関して産業政策と雇用政策の一体運用を図る。</p>	内閣府成長力底上げ戦略担当室(成長力底上げ戦略推進幹事会メンバー省庁のうち、特に、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省と密接に連携)

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題(各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) (2)「生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ						
A. 共通基盤対策 ①下請適正取引等の推進	<p>ガイドラインの策定・遵守・普及</p> <p>・業種ごとのガイドライン策定・遵守・普及</p>		<p>・業種ごとのガイドライン策定・遵守・普及</p>			<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p> <p>・「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を策定・公表(19年6月20日)。</p> <p>・業界団体、中小企業関係団体等に対し、ガイドラインの周知・遵守を要請。</p> <p>・ガイドラインの遵守、普及に引き続き取り組む。</p> <p>・「建設業法令遵守ガイドライン」元請負人と下請負人の関係に係る留意点」を策定・公表するとともに、建設業団体、日本商工会議所等を通じて建設業者及び建設工事に関わる者に幅広く周知(19年6月)。</p> <p>・また、20年度に向けて、引き続き建設業法令遵守ガイドラインの遵守・普及を図るとともに、必要に応じて同ガイドラインの充実を図る。</p> <p>・トラック運送業におけるガイドラインについて検討委員会を開催し(19年11月21日に第一回を開催予定)、年度内に策定予定。</p> <p>・建材・住宅設備産業におけるガイドラインの策定及び普及方法を検討中。</p> <p>・原油・原材料上昇に伴い、下請事業者に対応要請文書を親事業者等へ発出。併せて買いたたきのガイドブック及び下請適正推進ガイドラインを周知(19年8月24日)</p>
	<p>独占法及び下請法などによる取締り強化等</p>				<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・買いたたき等の内容を具体化した「ポイント解説下請法」を作成し、親事業者8万社に配布。</p> <p>・19年4月から10月末までに下請法に基づき5件を勧告。</p> <p>・20年度向け、独占法及び下請法の厳正な運用に引き続き努める。</p> <p>・下請適正取引等推進のための体制整備のための新規予算を要求中。</p> <p>・また、独占法及び下請法による取締り強化のための体制整備を図るための予算を要求中。</p> <p>・国土交通本省に「建設業法令遵守推進室」を、各地方局内に「建設業法令遵守推進本部」を設置し(19年4月)、建設業法令違反の取締り体制を充実強化。</p> <p>・建設工事に係る下請代金支払状況等実態調査の実施。</p> <p>・20年度においても、建設業法令遵守推進本部による立入調査の実施等により、建設工事の下請適正取引の推進に引き続き取り組む。</p> <p>・20年度予算要求において、建設工事に係る下請代金支払状況等実態調査の拡充、違法行為の取締り強化に国と都道府県が連携して取り組むための情報システムの構築、違法行為抑止のための内部統制システムの研究等、建設業における法令遵守の徹底のための経費を要求。</p>
	<p>インターネットを活用した取引先拡大支援</p>				<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・取引拡大や販路開拓のための取引マッチングシステム「ビジネス・マッチング・ステーション」を開始(19年4月1日)。平成19年10月末時点の実績は登録企業者数約1万8千件、取引あっせん件数約1万4千件。</p>
②IT化・機械化・経営改善	<p>流動資産担保融資、電子記録債権制度の活用等の推進</p>		<p>小規模企業の強化</p> <p>・情報、人材、資金面での支援体制の強化、コーディネーター(生産性向上特別指導員)の配置、データベースの構築、連携・共同事業化を推進。</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・中小企業信用保険法の一部を改正し(19年6月1日公布、8月4日施行)、流動資産担保融資保証制度を創設。すでに同保証制度の普及のために金融機関団体等への説明を積極的に実施し、広報活動(8月には、政府広報の活用、信用保証協会を通じて金融機関・中小企業向けのパンフレット作成・配布、情報誌の発行、メルマガの配信)などを実施。</p> <p>・流動資産担保融資(ABL)の普及・推進のため、金融機関、商社、サービス事業者、物流事業者等を会員とした協会(ABL協会)の設立(6月)を支援するとともに、金融機関や関係事業者等を対象としたシンポジウムを開催(9月)。またABLの推進に向けての環境整備に関する研究会を実施中。</p> <p>・電子記録債権制度について、ユーザーの利便性に配慮された制度となるよう関係者の意見集約を図る研究会の実施を実施中。</p> <p>・20年度に向けて、小規模企業が課題把握を行うとともに経営支援者も活用できる総合的情報システム構築等について必要に応じた予算措置を含め対応を検討中。</p>
	<p>低利融資の金融措置等による中小企業の新事業展開の促進</p>				<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・中小企業新事業促進法等に基づき、経営革新、新連携等の新事業展開を推進中。</p>
	<p>商工会・商工会議所や中小企業団体中央会による経営面の指導</p>		<p>IT化推進による生産性向上</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・商工会・商工会議所等による、金融、税務、労務その他経営に関する指導を実施中。</p> <p>・企業内のITリテラシー向上の支援を行う人材の派遣等について、20年度新規予算を要求中。</p>
			<p>SaaSサービスの開発と導入</p>		<p>・SaaSを利用している中小企業を50万社に拡大する。</p>	<p>・小規模企業でも簡単に財務会計処理等を行えるユーザーインターフェイスのシステムを開発し、インターネットを介したサービスを提供するプラットフォームを整備する。またSaaSを活用したe-tax、社会保険などの公的手続きのオンラインサービスを一体的に提供することにより、利用者の利便性・利用拡大に向けてのインセンティブとする。そのため、現在予算要求中。(概算要求額18億円)</p> <p>【課題】 中小企業においては、戦略的要因(IT活用の方策立案の困難性)、コスト要因、人的要因などにより未だにIT活用が進んでいない状況。</p>
			<p>省エネルギー推進による生産性向上・基盤強化</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・20年度に向けて、中小企業の省エネ推進に対する適切な措置を検討中。</p>
			<p>設備投資、人材投資等のための金融・税制措置</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・20年度に向けて、中小企業が生産性向上に資する設備投資・人材投資及びIT投資等の加速を図る。</p>
③中小企業の再生	<p>「地域中小企業再生ネットワーク」の創設</p> <p>・中小企業再生支援協議会、全国組織、中小再生ファンドを連携</p>		<p>「地域中小企業再生ネットワーク」の推進</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・北海道ファンドが新たに組成され(19年6月11日)、中小企業再生ファンドの組成は全国で15件となった(15ファンドの出資金は483億円。19年9月末現在)。</p> <p>・20年度に向けて、各地の再生支援協議会体制の強化、全国本部体制の推進、協議会活動実績の分析・評価の実施を図るための予算を要求中。</p>

<p>④中小企業の人材能力の向上</p>	<p>OB人材と中小企業のマッチング</p>	<p>「新現役チャレンジプラン(仮称)」の創設</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・従来より全国の商工会議所で実施されている「企業等OB人材マッチング事業」を推進。          ・約7千7百人のOB人材の登録、約3千8百の企業を支援(19年10月末現在)。          ・20年度には、企業OB人材マッチング事業を拡充させた。新現役チャレンジプラン(仮称)を創設し、①大企業から中小企業へ、②大都市から地方へ、③海外から国内へ、活躍の舞台を変えることにより、やりがい・生きがいを見出すことができる新たなシニア人材(新現役)の潮流を作り出せるよう検討中。</p>
	<p>地域中小企業の人材育成に向けた取組</p> <p>・高専・工業高校といった教育機関等との連携          ・中小企業の労働者の職業能力向上や熟練技能の継承発展、起業等を希望する労働者等に対する能力開発支援</p>	<p>・高専・工業高校といった教育機関等との連携          ・大企業の協力促進や職業訓練に対する支援措置の拡充検討等を通じ、労働者の職業能力向上・熟練技能の継承発展を支援するとともに、起業等を希望する労働者等に対する能力開発を支援          ・生産性向上に資する雇用管理の改善等に取り組む中小企業に対する支援措置の充実・強化</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・高等の有する設備を活用し、高等の教授やベテラン技術者等の協力の下、地域の中小企業のニーズに応じた講義と実習を実施することにより、中小企業の若手技術者育成を支援。          ・各地域の産業界と工業高校、行政等が連携して、学校への企業技術者の講師派遣、教員の現場実習等を実施。          ・実践的な教育プログラムを開発。          ・実証的な教育プログラムを開発。          ・20年度予算として、地域の建設業界と専門高校が連携して将来の人材育成を強化する取組について新規要求中。          ・若者を現場の中核人材として育成する「実践型人材養成システム」を、中小企業に広く普及させるため、先導的モデルづくりを委託して実施。20年度に向けて、大企業が自らの教育訓練資源を活用して中小企業の教育訓練を支援する先導的モデルづくりなどを検討。          ・優れた技能及び指導力を有する「高度熟練技能者」を技能指導等のために企業等に派遣。20年度に向けて、団塊世代等の優れた技能者を技能継承等に幅広く活用することを検討。          ・技能継承問題等への総合的な情報提供・相談援助を行う「技能継承等支援センター」を各都道府県に設置。20年度に向けて、引き続き「技能継承等支援センター」による技能継承支援を検討。          ・起業等を希望する労働者等に対して、相談、訓練等を行い能力開発面からの支援を実施。20年度に向けて、引き続き起業等を希望する労働者等に対して、支援を検討。          ・20年度に向け、中小企業労働力確保法に基づく助成措置を拡充等し、生産性向上に資する雇用環境の高度化、基盤人材の確保及び労働者の育成を支援することを検討。</p>
	<p>「職業能力形成システム」の中小企業への積極的展開</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・ジョブ・カード構想委員会が中間報告を公表(19年7月24日)。詳細は引き続きジョブ・カード構想委員会において検討。          ・先行プロジェクトの実施。          ・また、20年度に向けて、関係予算を要求中(1.(1)のとおり)。</p>
<p>⑤創業・起業等</p>	<p>中小企業技術革新制度(SBIR)の充実強化</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・19年度特定補助金等の交付の方針を閣議決定(19年6月22日)。          ・SBIR制度特定補助金等の支出額の増大、省庁別目標額を公表。          ・20年度に向けて、段階的競争選抜方式の導入・拡大を図ることにつき検討中。          ・SBIR特定補助金等の拡充を目指す。</p>
	<p>エンジェル税制の拡充</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・エンジェル税制については、19年度より事前確認制度を導入。20年度税制改正においては、投資時点の所得税額控除制度の創設等を要望。          ・「地域中小企業応援ファンド」については、これまでに18案件を採択(19年11月末現在)。          ・20年度に向けて、引き続き、地域中小企業応援ファンドの組成促進を図る。</p>
	<p>「地域中小企業応援ファンド」等の形成の促進</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・中小企業の事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討し、可能な施策から実施中。事業承継税制については相続時精算課税制度の自社株式特例の創設や種類株式の評価方法の明確化を実施するとともに、事業承継支援ネットワークを構築する予算や、親族外承継に対応する制度融資の創設を行った。          ・20年度に向けて、事業の継続・発展を通じた雇用確保、地域経済の活力維持を図るため、事業承継円滑化のための総合的な支援策を講ずることにつき検討中。</p>
	<p>事業承継の円滑化</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・第166回通常国会において「中小企業地域資源活用促進法」が成立(19年4月27日成立、5月11日公布、6月29日施行)          ・地域支援事務局(19年7月に10か所開設)、都道府県推進窓口(19年9月に49か所開設)を通じ、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を促進。          ・19年10月12日に、法施行後初めて、中小企業による地域資源を活用した事業計画153件を認定。          ・20年度に向けて、新たな地域資源の認定、引き続き新事業の創出を促進、及び支援事務局の活動状況のフォローアップを行う。</p>
<p>B. 重点業種・重点地域活性化策</p> <p>1. 地域中小企業活性化策</p>	<p>「中小企業地域資源活用プログラム」の推進</p> <p>・地域中小企業による地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等)を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を促進</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・中心市街地の活性化に関する法律に基づき事業者の意欲的な取組に対し、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業等により「選択と集中」の観点から重点的に支援(19年11月7日現在で17件の事業を採択)。</p>
	<p>「中心市街地活性化法」に基づく中心市街地の活性化</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・少子高齢化等対応中小商業活性化事業により全国の中小小売業者の取組に対して補助を実施(19年11月7日現在で47件の事業を採択)。          ・20年度予算要求において、商店街のIT化や公的サービス窓口の商店街への設置等を促す</p>
<p>2. 重点業種への対応</p>	<p>小売・商店街振興への取組</p> <p>・商業基盤施設の整備を支援</p>	<p>・中小・中堅建設業者の経営革新・企業間連携の促進等資金調達</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・下請セーフティネット債務保証事業において、下請業者が有する工事請負代金債権の流動化を促進するためにファクタリング事業者を債務保証対象に追加する制度を策定(19年7月)。今後、年度内に実務面での詳細を詰める予定。          ・中小・中堅建設業者の企業再編・事業承継等を支援するため、20年度新規で予算要求中。          ・全国の事業者からモデル事業を公募、「選定委員会」の審査を経て、モデル事業を選定した(19年9月に98件。事業実施は来年度2月迄)。          ・中小・中堅建設業者の経営革新への取組、経営基盤の強化を支援するため、「ワンストップサービスセンター」を運営中。          ・上記モデル事業及びワンストップサービスセンター事業の両事業について、20年度も継続して支援措置を行うための予算を要求中。          ・元請業者で構成される団体会員を対象にCI-NET導入に関する調査を実施(19年6月20日～11月末。結果概要は12月末までに公表)。          ・CI-NET等の電子商取引に意欲ある地場ゼネコン等を対象にCI-NET導入促進モデル事業を実施。          ・CI-NET等の電子商取引の普及促進を推進するため、20年度においても予算要求中。</p>
	<p>中小建設業への取組</p> <p>・下請セーフティネット債務保証事業の拡充</p> <p>・新分野進出のモデル的な取組支援、普及・啓発、新分野進出への相談に情報提供・計画策定支援等のワンストップサービス提供</p> <p>・建設産業の電子商取引の標準規約のCI-NET等の普及を推進</p>	<p>・中小・中堅建設業者の経営革新・企業間連携の促進等資金調達</p> <p>・新分野進出のモデル的な取組支援、普及・啓発、新分野進出への相談に情報提供・計画策定支援等のワンストップサービス提供</p> <p>・建設産業の電子商取引の標準規約のCI-NET等の普及を推進</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・製造業の管理ノウハウについては、「サービス産業生産性協議会」の中に、「サービスプロセス委員会」を設置(19年7月)。成功事例の紹介等の製造業ノウハウ導入にかかわる研究・実証支援を実施。また、協議会と連携し、製造管理ノウハウや科学的・工学的アプローチの活用、顧客満足度指標の開発・導入、人材育成等、についても支援を実施。          ・20年度に向けては、19年度における取組を更に継続・発展させるための予算要求中。</p>
	<p>生活衛生関係営業業への取組</p> <p>・生活衛生営業指導センターによる指導・相談助言、政策的な低利融資</p>	<p>・指導・相談助言の充実、政策的な低利融資の推進、人材確保、育成支援等の施策を総合的、戦略的に推進</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・全国の生活衛生営業指導センターにおいて、営業再生特別支援事業によるものなど、経営改善等のための指導・相談助言を実施。          ・国民生活金融公庫における生活衛生改善貸付等を通じ、経営改善等の取組を支援。          ・20年度に向け、生活衛生営業指導センターによる営業者の後継者育成、営業形態の見直し等のための事業及び国民生活金融公庫における生活衛生改善貸付等を通じた経営改善等の取組を支援するための予算を要求中。</p>



<p>宿泊産業への取組</p> <p>「泊食分離」の導入等に係る実証実験や設備投資の円滑化等。</p>	<p>「旅行者ニーズ対応新ビジネスモデルの確立、設備投資円滑化。</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>「泊食分離」の導入等に係る実証実験について、仙台市(作並温泉)、浜松市(籠山寺温泉)、神戸市(有馬温泉)、平戸市の4地域において順次実施中(19年8月上旬～)。</p> <p>・20年度に向けて、客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を行い、観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図るための予算を要求中。</p> <p>・20年度に向けて、地域における旅行者の滞在の拠点となる宿泊施設が集積する地区(「国際競争力のある観光地の整備促進に関する法律案(仮称)」に基づく宿泊拠点高度化地区(仮称))内において、その機能の高度化を図るためホテル・旅館等が行う設備投資に係る長期・低利融資の拡充を要望中。</p>
<p>中小繊維業への取組</p> <p>・産地企業とデザイナーとの連携強化による商品の付加価値向上等。</p>			<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>○「東京発 日本ファッション・ウィーク(JFW)」の開催</p> <p>・高付加価値な製品を世界に向けて発信する拠点となるJFWを東京ミッドタウンを主会場として開催(19年8月、20年3月)。</p> <p>・また、産地企業の素材の魅力を世界に発信する素材の総合見本市「ジャパン・クリエーション(JC)」をJFWの傘下で開催(19年12月)。</p> <p>・20年度においては、JFWの継続的開催を通じ服飾ブランドの発信拠点を国内(東京)に整備することで、海外での発信を指向するデザイナーを国内に呼び戻し、産地企業との接点を拡大するとともに、「クリエーション・ビジネス・フォーラム(CBF)」等各種素材展を統合して「JFWジャパン・クリエーション」のマッチング・商談機能をさらに強化する。</p> <p>○「TOKYO FIBER展」の開催</p> <p>・産地企業が、工業/建築デザイナー等多分野の才能と共に、新たな素材の活用方法を提案し、市場開拓を目指す展覧会を東京及びパリで開催(19年4月・東京、6月・パリ)。</p> <p>・20年度においては、TOKYO FIBER展の第2回を開催し、日本の繊維のインテリジェント・ファイバーとしてのイメージの定着を図るとともに、非衣料の販路開拓機能を強化する。</p> <p>○「クリエーション・ビジネス・フォーラム(CBF)」の開催</p> <p>・優れた「匠」技術を持つ産地素材メーカーがクリエーションに富んだデザイナー「創」との連携を図り、差別化素材を求める川下企業「商」との新たなビジネスマッチングを実現する場となる展覧会を開催(19年11月)。</p>
<p>食品加工業者への金融等支援、食品小売業者の人材育成、事業の共同化の推進、ブランド化、オリジナル商品の開発等を支援</p>			<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・地域農林水産物を活用した食品の開発等を推進するため、21か所の地方食料産業クラスター協議会を通じ、58の製品開発に着手。20年度に向けても、引き続き、食料産業クラスターの形成(食品産業を中核とした農林水産業と関連産業との連携)を通じた取組に対する支援措置の確保を目指す。</p> <p>・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく経営改善計画及び事業提携計画の承認を受けた事業者に対し、農林漁業金融公庫を通じ、当該取組に必要な資金について、本年度は17件(19年9月末現在)の融資を実施。20年度に向けても、引き続き、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく経営改善計画及び事業提携計画の承認を受けた事業者に対する支援措置の確保を目指す。</p> <p>・食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携して、地域農水産物を活用した商品開発等、付加価値の向上を図る取組を実施。20年度に向けても、引き続き、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携して、地域農水産物を活用したオリジナル商品開発等、付加価値の向上を図る取組に対する支援措置の確保を目指す。</p>
<p>農業への企業参入、林業・漁業就業のための技術習得等を支援。</p>			<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・「21世紀新農政2006」及び「2007」において、19年度から企業参入支援総合対策により一般企業等の農業参入を促進。全国7都市で企業の農業参入促進のための研修・相談会を予定しており、10月までに2都市で開催。20年度に向け、引き続き、企業参入支援総合対策の予算確保を目指し、一般企業等の農業参入の一層の促進を図る。</p> <p>・林業への就業促進を図るため、地方都市において就業相談活動を実施。また、20年度に向け、効率的な森林整備に対応できる担い手の確保・育成を推進するため、研修内容の充実等を検討。</p> <p>・漁業への就業促進を図るため、地方5都市で漁業就業支援フェアを開催し、出展者と就業希望者のマッチングを実施等。また、19年3月に閣議決定の水産基本計画に基づく工程表では、経費ゼロから始めても就業できるトータルサポートを提供(現場での長期研修の実施等)する等を含む漁業再チャレンジ支援事業を行う。</p>
<p>業種に特化したベンチャー企業育成のための取組</p> <p>・(医薬品・医療機器分野)革新的創薬や医療機器の実用化段階の研究開発を支援。</p> <p>・(情報通信分野)ベンチャー企業育成のための情報提供を実施。</p>	<p>・(医薬品・医療機器分野)革新的創薬や医療機器の実用化段階の研究開発を支援。</p>		<p>継続して実施</p>	<p>・(医薬品・医療機器分野)独立行政法人医薬基盤研究所において、ベンチャー企業等に対してパイロット方式による医薬品・医療機器開発に係る研究委託を実施している。20年度においても引き続き実施。</p> <p>・ICTベンチャー等のための総合的な窓口をインターネット上に開設し、事業の立ち上げや経営に関する情報提供、専門家による無料経営相談・指導などを実施中。</p> <p>・起業に必要な知識の習得や大手企業やVCとの交流、マッチングを促すため、リアルな場での各種セミナー、イベントを開催中。</p>
<p>地域の中小企業を支援する雇用・労働施策の活用</p> <p>・改正地域雇用開発促進法に基づく支援を実施。</p>	<p>・改正地域雇用開発促進法に基づく支援を実施。</p> <p>・生産性向上に資する雇用管理の改善等に取り組む中小企業に対する支援措置の充実・強化【再掲】</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・改正地域雇用開発促進法(19年8月4日施行)に基づき、事業主に対する助成金について、中小企業の特例を設ける。また、20年度においても、同法に基づく支援を引き続き実施することを検討。</p> <p>・20年度に向け、中小企業労働力確保法に基づく(助成措置を拡充等し、生産性向上に資する雇用環境の高度化、基盤人材の確保及び労働者の育成を支援することを検討。【再掲】</p>
<p>(3) 最低賃金制度の充実</p>				
<p>① 最低賃金の周知徹底</p>				
<p>最低賃金履行確保のための全国一斉監督の実施</p> <p>・最低賃金について、6月に全国一斉に、問題が多い業種を重点として、労働基準監督署が監督を実施する。</p>	<p>最低賃金履行確保のため監督</p> <p>・最低賃金について、引き続き労働基準監督署が監督を実施する。</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・全国の労働基準監督署において、最低賃金の履行確保のために、11,120件の監督指導を実施し、そのうち、707件について、最低賃金法違反が認められたことから、是正指導を行った(19年6月)。</p>
<p>最低賃金の国民への広報の推進</p> <p>・最低賃金の遵守に関し、6月に集中的に周知広報を実施する。(政府広報の実施、懸垂幕、ポスター、リーフレットの活用等)</p> <p>・最低賃金額の改定に合わせて改定最低賃金額についての周知広報を実施する。</p>	<p>・最低賃金の遵守に関し、19年度同様周知広報を実施する。(政府広報の実施等)</p> <p>・最低賃金額の改定に合わせて改定最低賃金額についての周知広報を実施する。</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・全国紙3紙、地方紙65紙計2,688万部への記事掲載及びモバイル広報により、政府広報を実施したところ。</p> <p>・都道府県労働局庁舎等への懸垂幕等の掲出を行った。</p> <p>・周知用ポスター(28,500枚)、リーフレット(200,000部)の掲示・配布を行った。</p> <p>・業所官庁(11省庁)、各都道府県、報道関係団体(3団体)、事業主団体・業界団体(88団体)へ最低賃金の遵守の周知徹底に係る協力要請を行った。</p> <p>・平成19年度の地域別最低賃金の改定額周知のため、周知用ポスター(30,000枚)、リーフレット(200,000部)の掲示・配布を行ったところ。</p> <p>・労働基準、月刊労災等の雑誌や厚生労働省のホームページに全国の最低賃金額の改定状況を掲載したところ。</p> <p>・業所官庁(14省庁)、各都道府県、報道関係団体(3団体)、鉄道関係(1団体、JR各社)、事業主団体・業界団体(89団体)へ改定最低賃金額の周知広報に係る協力要請を行っている。</p> <p>・20年度に向けては、最低賃金制度の内容及び改定された最低賃金額について、さらに、インターネットや広報媒体を活用し、使用者並びに労働者、民間団体等広く国民に周知・徹底を図るための予算要求を行っているところ。</p>

<p>(法令等の制定・改正) ②最低賃金法の改正</p>	<p>最低賃金法の一部を改正する法律案について、国会において審議中。</p>			<p>・国会において審議中。</p>
<p>(委員会等における検討の実施) ③最低賃金引上げに向けた取組</p>	<p>年内目途 成長力底上げ戦略推進円卓会議 ・当会議において、中小企業における生産性の向上と最低賃金の引上げの基本方針について検討を進め、政労使の合意形成を図り、当該合意を踏まえ、最低賃金の中長期的な引上げに関して、産業政策と雇用政策の一体運用を図る。</p>			<p>・第3回成長力底上げ戦略推進円卓会議において以下の4点について合意(19年7月9日)。 1)本会議は、働く人の格差の固定化を防止する観点から、中小企業等の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について、今後継続的に議論を行い、各地域の議論を喚起しながら、年内を目途にとりまとめるものとする。 2)最低賃金法改正案については、上記の趣旨に鑑み、次期国会における速やかな成立が望まれる。 3)政府は、労働生産性の向上に向け、「中小企業生産性向上プロジェクト」の施策の具体的な実施に全力をあげて取り組むべきである。 4)中央最低賃金審議会においては、平成19年度の最低賃金について、これまでの審議を尊重しつつ本円卓会議における議論を踏まえ、従来の考え方の単なる延長線上ではなく、雇用に及ぼす影響や中小零細企業の状況にも留意しながら、パートタイム労働者や派遣労働者を含めた働く人の「賃金の底上げ」を図る趣旨に沿った引上げが図られるよう十分審議されるように要望する。</p>
<p>(報告書・指針等のとりまとめ)</p>				
<p>(その他)</p>				
<p>(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)</p>	<p>(経済産業省) 164.2億円</p> <p>(厚生労働省) 77.0億円</p> <p>(農林水産省) 97.2億円</p> <p>(国土交通省) 8.2億円</p> <p>(公正取引委員会) 0.9億円</p>	<p>(経済産業省) 409.8億円</p> <p>上記予算のほか、以下の措置を要求中。 (1)人材投資促進税制について ①人材投資促進税制を延長 ②厳しい経営実態から継続的に教育訓練費を増加できない中小企業について、当該年度の教育訓練費の総額に対して税額控除を行う制度に拡充 ③技能承継のための教育訓練費(定年後当該訓練に限定した雇用契約)を支援対象に追加 (2)中小企業投資促進税制について ○中小企業投資促進税制を延長。 (3)情報基盤強化税制について ①情報基盤強化税制を延長。 ②部門間・企業間で分断されている情報システムを連携する投資への支援の拡充(標準に基づいた連携ミドルウェア等を対象に追加) ③中小企業の実業性向上に有効なITのサービス化(SaaS・ASP(※))を支援対象に追加 (※)SaaS(Software as a Service)、ASP(Application Service Provider)・・・インターネット経由で情報処理を行うサービス</p> <p>(厚生労働省) 202.6億円</p> <p>(農林水産省) 93.2億円</p> <p>(国土交通省) 20.8億円</p> <p>(公正取引委員会) 1.3億円</p>		

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) ※予算額については、上欄参照			
(アウトプット指標) (2)「生産性向上プロジェクト」の推進による A.共通基盤対策 ①下請適正取引等の推進 ○ガイドラインの策定・遵守・普及  ②IT化・機械化・経営改善 ○商工会・商工会議所や中小企業団体中央会による経営面の指導  ③中小企業の再生 ○「地域中小企業再生ネットワーク」の創設	<p>・「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の策定業種数:7業種(19年6月現在の実績)</p> <p>・「建設業法令遵守ガイドライン」の策定(19年6月現在の実績)</p> <p>・戦略的CIO派遣企業数:100企業(20年度予算要求ベース)</p> <p>・中小企業再生ファンドの組成数:15件、出資金合計:483億円(19年9月末現在の実績)</p> <p>・中小企業再生支援協議会は、15年2月の設置以来、これまで再生計画策定支援件数等:12,855社からの相談に応じ、1,980件の再生計画の策定を支援。うち、既に1,566件の再生計画策定完了、約10万人の雇用を確保(19年9月末現在)。</p>		
④中小企業の人材能力の向上 ○OB人材と中小企業とのマッチング  ○地域中小企業の人材育成に向けた取組	<p>・OB人材登録数:約7千7百人、支援企業数:約3千8百企業(19年10月末現在の実績)</p> <p>・高専との連携による研修の実施回数:1590回(18年度実績)</p> <p>・工業高校と連携による講師派遣や現場実習等について、参加工業高校数:79校(19年度目標)</p>		
⑤創業・企業等 ○「地域中小企業応援ファンド」の形成の促進  ○事業承継の円滑化	<p>・ファンド採択数:18件(19年11月末現在の実績)</p> <p>・2,000億円程度の枠を確保(19~23年度の目標)</p> <p>・事業承継センターの設置数:100か所(20年度までの目標)</p>		
B.重点業種・重点地域活性化策 ①地域中小企業活性化策 ○「中心市街地活性化法」に基づく中心市街地の活性化	<p>・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業等による支援採択事業数:17件(19年11月7日現在の実績)</p>		
②重点業種への対応 ○小売・商店街振興への取組	<p>・少子高齢化等対応中小商業活性化事業による中小小売業者への補助事業採択件数:47件(19年11月7日現在の実績)</p>		
○中小建設業への取組 ・新分野進出のモデル的な取組支援、普及・啓発、新分野進出への相談に関する情報提供、計画策定支援等のワンストップサービスの提供  ・「ワンストップサービスセンター」の設置数	<p>・モデル事業選定件数:98件(19年度実績)</p> <p>・「ワンストップサービスセンター」に寄せられた相談件数:約3,000件(19年度見込み)</p>	<p>・モデル事業選定件数:100件(予定)</p> <p>・「ワンストップサービスセンター」に寄せられた相談件数:約4,000件(20年度見込み)</p>	<p>・モデル事業選定件数:100件(予定)</p> <p>・「ワンストップサービスセンター」に寄せられた相談件数:約5,000件(21年度以降見込み)</p>
○生活衛生関係営業への取組 ・生活衛生営業指導センターによる指導・相談助言、政策的な低利融資	<p>・営業再生特別支援事業関係相談助言等の件数:約2万件(19年度の目標)</p>		
○宿泊産業への取組 ・「泊食分離」実証実験の実施地域数	<p>・4地域(19年度の予定)</p>		
○中小繊維産業への取組 ・産地企業とデザイナーとの連携強化による商品の付加価値向上等	<p>・「東京発 日本ファッション・ウィーク(JFW)」の開催数:2回(19年度の予定)</p> <p>・「ジャパバンクリエーション(JC)」の開催数:1回(19年度の予定)</p> <p>・「TOKYO FIBER展」の開催数:2回(19年度の実績)</p> <p>・「クリエーション・ビジネス・フォーラム(CBF)」の開催数:1回(19年度の予定)</p>		
(アウトカム指標) B.重点業種・重点地域活性化策 ①地域中小企業活性化策 ○「中小企業地域資源活用プログラム」の推進	<p>・同プログラムによる新事業の創出件数:1,000件(19~23年度の目標)</p>		

\* 成長力底上げ戦略については11月7日時点取りまとめ

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
5	2章1. II (1)	①「ITによる生産性向上」 ・IT投資の選択と集中に向け、業種・製品ごとのソフトの標準化・共同開発、ソフト部品産業の競争力を強化する。 ・ASP、SaaSの普及促進など中小企業のIT化の基盤を整備する。 ・産業横断的な合意形成の場を平成19年度内に設定する。 ・平成22年度までに、国際的な標準と調和した電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を業種横断的に構築する。 ②「ICT産業の国際競争力強化」 ・「ユビキタス特区」を平成19年度内を目途に創設、世界最先端ICTサービスが開発・利用できる環境の整備、電波の二次取引の拡大への取組を進める。 ・「ICT改革促進プログラム」に基づき、通信・放送分野の改革を加速化するとともに、ICT産業の国際競争力を強化する。 ③「世界最先端の電子政府の実現」 ④「テレワーク人口倍増の実現」 ⑤「情報セキュリティの向上」	総務省情報通信政策課 経済産業省情報政策課 他

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○共通基盤的な製品組込みソフトフェアや情報システムの技術開発 ○ユビキタス特区の創設 (平成20年1月を目途に創設する「ユビキタス特区」において、通信と放送、固定と移動を融合・連携させ、ICTによる新たな価値創造につながる実証プロジェクトを推進し、他国とも連携して日本主導による国際展開可能な「新たなモデル」を確立する。) ○SaaSサービスの開発と導入 ○IT経営支援隊による中小企業に対するIT経営に関する普及・啓発活動 ○中小企業の現場に向き、サポートを行う体制の整備 ○電子タグ・EDIの共通基盤の構築 ○電子タグの高度活用技術に関する研究開発 (電子タグの高度活用に必要な「①相互変換ゲートウェイ技術」「②セキュリティ適応制御技術」「③シームレス・タグ情報管理技術」の研究開発を行うもの。)	6月:研究会中間取りまとめ  6月:報道発表 9月:ユビキタス特区に関する提案を募集。 11月:関係府省等へ働きかけ 1月:ユビキタス特区の創設	共通基盤の技術開発  開発と導入	(目標) 選択と集中によるIT投資を行っている企業数を増加させる。  (目標) 平成23年度を目途に、情報通信産業の実質GDPを約120兆円にする。(平成17年時点では、約66.8兆円)  (目標) SaaSを利用している中小企業を50万社に拡大する。  (目標) IT経営の成功事例を2010年(平成22年)までに1000件公表する。  (目標) 平成22年度までに、基幹業務にITを活用する中規模中小企業の割合を60%以上とする。	○本年1月より「IT化の進展と我が国産業の競争力強化に関する研究会」を開催し、6月に中間取りまとめを行ったところ。20年度早期にIT投資効率化のための業界横断的な協議会を設立予定。また、IT投資の効率性を高めるため、情報家電、携帯電話等に搭載する共通的な制御ソフトウェアの技術開発や生産管理等に関する共通基盤的な技術開発を行う。そのため、現在予算要求中。(概算要求額15億円)  ○本年6月、「ユビキタス特区」の創設について、報道発表。8月まで地域及び利用可能な周波数帯について調査を実施し公表。9月から10月まで提案を募集し、11月から提案内容を踏まえ関係府省等への働きかけを行うとともに、提案評価を実施。来年1月を目途に、「ユビキタス特区」を創設予定。(概算要求額20億円)  ○小規模企業でも簡単に財務会計処理等を行えるユーザーインターフェイスのシステムを開発し、インターネットを介しサービスを提供するプラットフォームを整備する。そのため、現在予算要求中。(概算要求額18億円) 【課題】 中小企業においては、戦略的要因(IT活用の方策立案の困難性)、コスト要因、人的要因などにより未だにIT活用が進んでいない状況。  ○本年6月に中小企業のIT化に関わる幅広い関係者が会する懇談会を実施。また新たに「中小企業IT経営力大賞」を創設し、来年2月に成功事例を公表予定。平成20年度以降も、中小企業経営者等を対象にしたIT経営の手法を学ぶための研修会の開催や、IT経営の成功事例の収集・普及等を全国各地で実施する。そのため、現在予算要求中。(概算要求額8.4億円) 【課題】 中小企業においては、戦略的要因(IT活用の方策立案の困難性)、コスト要因、人的要因などにより未だにIT活用が進んでいない状況。  ○中小企業の立場に立て助言できる専門家を長期継続的に派遣することで、IT活用の問題・課題を解決する支援体制を整備する。そのため、現在予算要求中。(概算要求額3億円) 【課題】 中小企業においては、戦略的要因(IT活用の方策立案の困難性)、コスト要因、人的要因などにより未だにIT活用が進んでいない状況。  ○本年6月、電気・電子分野における共通基盤を構築することを目的として電気・電子情報連携推進協議会を設立。繊維分野については9月に繊維産業情報化基盤策定調査委員会を設置している。また、住宅・建材分野においても、本年11月にEDIオープン化委員会を設置。また、本年12月には業種横断的な協議会を設置予定。製品に含まれる化学物質や製品安全に関する情報などを電子タグやEDIを活用することにより、企業・業種・業界の壁を超えて共有できるようにするためのシステムを構築するため、現在予算要求中。(概算要求額約13億円)  ○ネットワークの活用を前提とした総合的なコード体系やASP・SaaSの連携等のための共通基盤の整備に係る実証研究を行う。そのため、現在予算要求中。(概算要求額10億円)  ○平成16年度より、異なるプラットフォーム間で電子タグ情報を流通させるために「①相互変換ゲートウェイ技術」「②セキュリティ適応制御技術」「③シームレス・タグ情報管理技術」について基礎実験を行う等、必要な基盤技術を開発しているところ。今後は、研究開発の成果等を踏まえ、業種横断的な共通基盤の構築に向けて検討を行う。 【課題】 現在、物品のトレーサビリティなど、電子タグを利用したアプリケーションの開発・利用が進んでいるが、業種・業界を超えた連携が不足しているため、部分的な利用にとどまっている。(平成19年度:約4.5億円)		
(委員会等における検討の実施) ○ASPICと合同で「ASP・SaaS普及促進協議会」の設立 ○産業横断的な合意形成の場の設立 ○セキュリティ人材の育成支援に関する連絡会の設立 (報告書・指針等のとりまとめ) ○SaaS・ASP向けサービスレベル契約のガイドラインの整備 ○「中小企業IT経営ロードマップ」の策定 (中小企業の規模・業態に応じたIT導入を支援するため、「中小企業IT経営導入ロードマップ」を策定。これをベンチマークとすることにより、各々の企業の身の文や問題状況にあったIT導入を実現。) ○「ICT生産性加速プログラム」の策定・公表 ○オンライン利用促進対象手続に選定された手続における利用促進行動計画の見直し (「国・地方公共団体のオンライン利用率を2010年度までに50%以上(「IT新改革戦略」)目標達成に向け、オンライン利用促進対象手続(165手続)を選定。その各手続毎に作成される行動計画。))	6月:電気・電子情報連携推進協議会を設立 9月:繊維産業情報化基盤策定調査委員会を設立 11月:EDIオープン化委員会を設置  平成16年度より、左記3技術の研究開発を実施  12月 本年度中にとりまとめ  2007年度中に策定  具体的内容について、年度内に結論を得る。  オンライン利用促進行動計画の取組実績及び目標達成状況を踏まえ、2010年度までの取組方針を策定する。また、ワンストップで提供すべき個別の手続群について、業務フローやデータ連携に関する具体的な検討を実施。	19年度の検討結果を踏まえ、実証実験等を実施し、年度内にとりまとめを行う。  産業横断的な合意形成の場を設け、この合意形成の場を通じて、国際的な標準と調和した電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を業種横断的に構築することを目指す。  業界横断的な情報セキュリティ人材の育成支援に関する連絡会の設立を目指す。  本年度中にとりまとめ  2007年度中に策定  実証研究の実施。  (目標) 申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度に50%以上とする。	○「ASP・SaaS普及促進協議会」において、安全・信頼性指針の策定、事業者の認定制度、事業者間連携等について検討中。年度内に一定の結論を得る。 【課題】 ユーザーたる中小企業の、ASP・SaaSに対する認知度が依然として非常に低い。  ○EDIについては、旅行分野、食品分野、建設分野など幅広い業界団体の参加の下、EDI推進協議会において、EDIの普及や標準化を推進してきたところ。今後は、電子タグに関する標準化を推進している電子商取引推進協議会等と連携し、関係省庁の協力を得ながら、幅広い業界の参加を促すことにより、産業横断的な合意形成の場の設立を図る。また、この合意形成の場を通じて、国際的な標準と調和した電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を業種横断的に構築することを目指す。 【課題】 ○「ICTによる生産性向上に関する検討委員会」において、年度内に結論を得る予定で検討中。 ○取引先の多様化やグローバル化などにより、業界間取引や国際取引が進展する中、業界を超えたEDIの標準化や、電子タグまでも含めた標準化、国際標準化ができていない。また、環境リサイクル、製品安全などの社会的課題に対応していくうえで、サプライチェーン全体を通じての環境・製品情報が共有されていない。  ○年内に、業界横断的な情報セキュリティ人材の育成支援に関する連絡会の設立を目指し、準備作業を行っているところ。  ○SaaS・ASP型取引に係る紛争を未然に防止するため、情報システムに関する既存のサービスレベル契約の中から、固有の事項を抽出し、体系化し、サービスレベル契約に関するガイドラインの年度取りまとめに向け、検討中。  ○本年4月に「ITの戦略的導入のための行動指針」および「IT経営力指標」を公表。中小企業の規模・業種に応じたIT導入のベンチマークとして「中小企業IT経営ロードマップ」を2007年度中に策定に向け、検討中。 【課題】 中小企業においては、戦略的要因(IT活用の方策立案の困難性)、コスト要因、人的要因などにより未だにIT活用が進んでいない状況。  ○本年6月に、ICT利用産業の生産性を向上させるため、「①総合的なコード体系の整備」「②業種・業界横断的な電子タグの利用環境整備」「③ASP・SaaSの普及促進・高度化方策」を内容とした「ICT生産性加速プログラム」を策定・公表。これら具体的な内容について、「ICTによる生産性向上に関する検討委員会」において、年度内に結論を得る。  ○利用率の目標を達成するため、2007年度までのオンライン利用促進行動計画の取組実績及び目標達成状況を踏まえ、2008年度のできる限り早期に2010年度までの取組方針を策定し、着実にオンライン利用率の向上に努める。また、国・地方を通じた複数手続をワンストップで申請可能にする次世代電子行政サービス基盤の標準モデルの構築に向け、20年度は、ワンストップで提供すべき個別の手続群について、業務フローやデータ連携に関する具体的な検討を行う。  ○上記の財務会計処理を行えるSaaSプラットフォームについては、SaaSを活用したe-tax、社会保険などの公的手続きのオンラインサービスを一体的に提供することにより、利用者の利便性・利用拡大に向けてのインセンティブとする。(概算要求額18億円(再掲))			

<p>○「ICT国際競争力強化プログラム」の策定・公表 (例) ・「ICT国際競争力強化重点技術戦略」の策定 ・「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」の開催</p>	<p>本年夏に同戦略を策定。 本年12月最終とりまとめに向け、検討中。</p>	<p>強化重点技術の研究開発を実施。</p>		<p>○ICT産業の国際競争力を強化するため、関連施策に取り組んでいるところ。具体的には、①来年1月を目途に「ユビキタス特区」を創設すべく、現在「特区」に関する提案を募集中。②本年8月に「ICT国際競争力強化重点技術戦略」を策定し、平成20年度における研究開発の重点テーマを策定。来年度、これら重点技術の研究開発を実施する。また、通信と放送分野の改革推進のため、通信・放送の融合・連携に対応する法制度の在り方に関して、本年中に最終取りまとめを行う。</p>	
<p>○「テレワーク人口倍増アクションプラン」のとりまとめ</p>	<p>関係省庁において、「テレワーク人口倍増アクションプラン」に位置づけられた施策を推進。</p>	<p>〔目標〕 就業人口に占めるテレワーカーの比率を、2倍にする。(平成17年時点で約10%)</p>	<p>〔目標〕 2008年度以降に開発されるシステムが原則、ガイドラインを100%満たす。</p>	<p>○本年5月に、今後のテレワークの推進に向けて、「テレワーク人口倍増アクションプラン」をとりまとめ。今後、関係省庁において、同プランに位置づけられた施策を推進。</p>	
<p>○各省庁がセキュリティの観点から参照すべきガイドラインの策定</p>	<p>来年度2月末までにガイドラインを策定</p>			<p>○本年12月末までにガイドラインのパブリックコメント案を策定。来年度2月末までにガイドラインを策定。</p>	
<p>(法令等の制定・改正) ○電波の二次取引の拡大の検討</p>	<p>次期通常国会に向け検討</p>			<p>○電波の「二次取引」制度(無線局の運用者の変更制度)の携帯電話等への拡大について、次期通常国会に向け検討中。</p>	
<p>(その他) ○各国との連携・協力</p>	<p>情報セキュリティ政策会議で決定した各国との連携・協力のための戦略に基づき取組みを実施。</p>				<p>○情報セキュリティ政策会議で決定した各国との連携・協力のための戦略に基づき取組みを実施。(本年8月末に米国と「情報セキュリティ会合」を東京で開催し、二国間での連携などについて討議) 【課題】 戦略の着実な実施のためのリソース確保(特に、アジア地域での貢献のためのリソースや、我が国で国際会議を開催するためのリソース)</p>
<p>(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)</p>		<p>経済産業省: ①IT投資効率性向上のための共通基盤開発プロジェクト:17億円 ②中小企業経営革新プラットフォーム整備事業:18億円 ③電子商取引・電子タグの共通基盤構築:16.4億円  総務省: ①生産性向上のためのICT共通基盤整備:10.1億円 ②ユビキタス特区事業の推進:20億円 ③ICT分野の国際競争力強化:157.2億円(①と②含む)</p>			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
<p>(アウトプット指標) ○ASP・SaaSを利用する中小企業数 ○国際的標準と調和した電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を利用している企業数 ○電子タグの出荷枚数 ○申請・届出等におけるオンライン利用率 ○就業人口におけるテレワーカーの比率 ○ガイドラインに基づいた要件を満たしている2008年度以降に開発されるシステムの比率</p>	<p>○少数 ○1億強 ○15.3%(平成18年度) ○10.4%(平成17年度)</p>		<p>○50万社 ○1万社 ○数億強 ○2010年度に50%以上。 ○平成22年までに、テレワーク人口比率を2倍。 ○原則100%</p>
<p>(アウトカム指標) ○情報通信産業の実質GDP</p>	<p>○66.8兆(平成17年)</p>		<p>○平成23年度を目途に120兆。</p>

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
6	2章1.Ⅱ	①「地域力再生機構」の創設 地域の企業、地域金融機関、地域全体の一体的な再生・強化を、自治体と連携しつつ支援することを目的とする「地域力再生機構」の創設に向けて、他施策との役割分担・連携等も踏まえ具体的な検討を進める。 ② 地域金融機関の収益基盤強化 金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の策定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。	内閣府地域力再生機構(仮称)準備室 金融庁監督局銀行二課

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○地域力再生機構の創設			地域力再生機構の創設			○地域力再生機構の創設に向けた具体的な検討 ・6月28日に大田大臣主催により「地域力再生機構(仮称)」研究会を開催。8月7日に中間報告をとりまとめ、同日経済財政諮問会議に報告。20年度創設の基本的方向性が了承された。
(委員会等における検討の実施) ○「地域力再生機構(仮称)」研究会 (大田大臣主催の「地域力再生機構(仮称)」研究会において、機構の詳細設計等について具体的な検討を行う。)	6月28日 地域力再生機構の詳細設計等に関する検討	12月				○地域力再生機構の創設に向けた具体的な検討 ・6月28日に大田大臣主催により「地域力再生機構(仮称)」研究会を開催。8月7日に中間報告をとりまとめ、同日経済財政諮問会議に報告。20年度創設の基本的方向性が了承された。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の策定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。) (地域密着型金融の推進に関する取組に関し、金融再生プログラムにおいて、中小・地域金融機関の不良債権比率について主要行と同様に半減を目標とするにはなじまないとされたことから始まっており、また、各種取組手法についても、各金融機関の経営判断のもと、自主的に目標を設定して取組むこととされていることから、一律な定量的目標を掲げるにはなじまない。また、新たな事業等を実施するものでもないため、資源投入量を評価することにもなじまない。)	8月24日 総合的な監督指針改定向けの		フォローアップの実施	フォローアップの実施		○地域金融機関の収益基盤強化 地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を盛り込んだ「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を8月24日に改正し、金融機関の取組状況を総合的に把握して年1回実績を公表するなど、恒久的な枠組みの中でフォローアップを行うこととした。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○「地域力再生機構(仮称)」研究会最終報告のとりまとめ	8月7日 中間報告	12月 最終報告				○地域力再生機構の創設に向けた具体的な検討 ・6月28日に大田大臣主催により「地域力再生機構(仮称)」研究会を開催。8月7日に中間報告をとりまとめ、同日経済財政諮問会議に報告。20年度創設の基本的方向性が了承された。
(法令等の制定・改正) ○地域力再生機構(仮称)の創設に係る法案の提出		次期通常国会 法案提出				
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)			内閣府 ・地域力再生機構の創設のために必要な要求を行っているところ。 (金額未定) (税制改正要望) ・地域力再生機構(仮称)に係る税制上の特例措置(登録免許税の免除等)			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) ○地域力再生機構の監督体制等の整備に要した経費、人員			
(アウトプット指標) ○支援対象企業のROE			
(アウトカム指標)			

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
7	2章 1Ⅱ(2)	③ 第三セクターの経営再生 地方公共団体については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方の自己規律による財政健全化を促進する。その際、地方公共団体の資産債務等について、公会計の整備を促進し、国の取組に準じて、公共性を踏まえた公正な評価を行い、第三セクター等については市場価格に基づく適正な評価を行い、経営再生に取り組む。債務調整について地方分権改革と一体的に整理する。	総務省 自治財政局 財務調査課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施)						
(報告書・指針等のとりまとめ) ○公会計の整備について、地方公共団体に対して財務書類の作成や資産評価等に関する実務的な指針を提示。 ○債務調整研究会(総務省)での議論を踏まえ、三セクの債務に対する地方公共団体の新たな損失補償付与に関するガイドライン等を策定・通知。 ○累積債務等により経営が著しく悪化している第三セクター等を対象に、新たに、経営改革に関するガイドライン等を策定・通知。		10月17日 公会計モデルの公表等				○公会計の整備について 10月17日に「地方公会計制度実務研究会報告書」を公表し、地方団体が参考とすべき公会計モデルを提示するとともに、その作成方法や資産評価の実務手法を示した。さらに、同日付けで総務省自治財政局長通知を各地方団体に発出し、早期の財務書類の整備を要請するとともに、住民等に対する分かりやすい財務書類の公表を求めた。  ○三セク改革について 10月17日に総務省の「債務調整等に関する調査研究会」において中間まとめを報告。これを受けて、平成19年度内に「三セク改革に関するガイドライン」(仮称)を通知予定。(10月25日、経済財政諮問会議において「三セク改革の取組」を報告。)
(法令等の制定・改正) ○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に向け、地方公共団体の意見を踏まえつつ政省令の整備を進める。						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)						・地方公共団体の資産債務改革及び公会計整備の推進のための調査研究に係る経費:6,071千円(新規) ・第三セクターの経営改革に係るアドバイザーを地方公共団体に派遣するための経費:6,417千円の内数

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標) ・地方公共団体による「三セク改革に関するガイドライン」(仮称)に基づく自己規制ルールの策定 ・地方公共団体による「経営検討委員会」(仮称)の設置、「改革プラン」(仮称)の策定			
(アウトカム指標) ・三セクの改革			

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
8	2章 1 II (3)	(3)「規制の集中改革プログラム」の策定・実行 消費者の潜在ニーズを満たし、生産性を向上させるための「規制の集中改革プログラム」のうち、「成長力加速プログラム」で示した9分野について、以下のような取組を進める。これ以外の事項についても更なる検討を進め、遅くとも平成19年中に一定の結論を得る。(以下①～⑦略)	内閣府規制改革推進室

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○「規制の集中改革プログラム」のうち、「成長力加速プログラム」で示した9分野について、以下のような取組を進める(整理番号9～15で記載のため省略)。これ以外についても更なる検討を進める。	4月 → 6月 3 か 年 計 画 策 定					○平成19年6月22日に「規制の集中改革プログラム」等の内容を盛り込んだ「規制改革推進のための3か年計画」に策定。 ・今後、本計画に基づき、上記プログラムの確実な実行を図っていく。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○「規制の集中改革プログラム」のうち、「成長力加速プログラム」で示した9分野について、以下のような取組を進める(整理番号9～15で記載のため省略)。これ以外についても更なる検討を進める。	4月 → 6月 3 か 年 計 画 策 定					○平成19年6月22日に「規制の集中改革プログラム」等の内容を盛り込んだ「規制改革推進のための3か年計画」に策定。 ・今後、本計画に基づき、上記プログラムの確実な実行を図っていく。
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)						

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			



# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
9	2章1Ⅱ(3)	① 医療分野 レセプトオンライン請求について、請求システムの標準化、互換性等の環境整備を図りつつ、期限内に確実に達成するとともに、オンライン化の進展に合わせて、社会保険診療報酬支払基金の業務フローの抜本的な見直しを前提とした効率化等、審査・支払業務の見直しを進める。また、医師と他の医療従事者の間の役割分担の見直し(業務範囲、責任の所在等)について、平成19年中に一定の結論を得る。	厚生労働省 ・保険局総務課 ・保険システム高度化推進室 ・医政局医事課

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○レセプトオンライン請求について、請求システムの標準化、互換性等の環境整備を図りつつ、期限内に確実に達成する		→ 電子レセプトに変換するための支援ソフトの開発、医療機関へ配賦を行う(平成18年度より実施)		→ 平成20年度以降、原則平成22年度末までの間に順次、オンライン請求に限定していく。	→ (目標) 原則平成22年度末までの間に、レセプトオンライン請求を確実に達成する。	○レセプトオンライン請求については、平成18年4月に省令改正を行い、平成20年度以降、原則平成22年度末までの間に順次、オンライン請求に限定していくこととした。また、統一コード等オンライン請求に当たっての一定の方式を定めたほか、既存のレセプトコンピュータ内の情報を当該方式にのっとった電子レセプトに変換するための支援ソフトを開発し、希望する医療機関に平成18年度から配賦しているところである。 ○平成23年度の原則完全オンライン化に向けて、オンライン化が着実に進むよう引き続き努める。
(委員会等における検討の実施) ○オンライン化の進展に合わせて、社会保険診療報酬支払基金の業務フローの抜本的な見直しを前提とした効率化等、審査・支払業務の見直しを進める。  ○医師と他の医療従事者の間の役割分担の見直し(業務範囲、責任の所在等)について、平成19年中に一定の結論を得る。		→ 12月末目標  → 12月末までに一定の結論				○社会保険診療報酬支払基金の業務見直しに関しては、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)をふまえ、社会保険診療報酬支払基金において、業務効率化計画の策定に向けた検討を進めているところである。  ○医師と看護師等の業務分担の実情把握等を進めており、業務分担の実情を踏まえ、医師以外の者であっても実施可能な医療行為の例や業務例を明示し、医師以外の者の積極的活用を促すなど、できるものから順次実施すべく、担当部局において検討を進めているところである。
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)				レセプトのオンライン請求の普及促進のため、電子レセプト変換支援ソフトの維持管理等について、36.5億円を概算要求		

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) ※予算額については、上欄を参照。			
(アウトプット指標) ○レセプトオンライン請求の普及率	平成19年4月より、オンライン請求できる医療機関、薬局を厚生労働大臣が指定しており、11月現在において、既に約2,400の医療機関、薬局が指定されている。	平成20年度から病床数が400床以上で、既に電子媒体で請求しているなどの条件を満たす病院がオンライン請求に限定される。	平成22年4月までに、8割以上、平成23年4月までに、原則全てのレセプトをオンライン化
(アウトカム指標)			

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
10	第2章1. II. (3)	② 福祉分野 育児休業の再度の取得が可能となる要件の見直しを検討し、速やかに結論を得る。	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」において、育児休業の再度の取得が可能となる要件の見直しも含め、今後の仕事と家庭の両立支援制度のあり方について検討。	9月		夏頃			○平成19年9月より「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」を開催。 ○研究会においては、平成16年育児・介護休業法改正時の附則や、「新しい少子化対策について」(平成18年少子化社会対策会議決定)及び「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月閣議決定)等を踏まえ、育児・介護期の柔軟な働き方の充実や、再度の育児休業の取得要件の見直しを含めた育児・介護休業のあり方等の検討課題について、検討を行っているところ。 ○今後月1回のペースで諸外国の制度についての有識者や、労使からのヒアリング、実態調査等を行いながら、検討課題について順次検討し、来年夏には検討結果を取りまとめる予定。
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)		研究会開催経費 1百万円		研究会開催経費 1百万円		

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) ※予算額については、上欄を参照。 研究会開催実績	第1回 9月10日 第2回 10月18日 第3回 11月29日 第4回 12月25日(予定)	月1回ペースで開催	
(アウトプット指標) 研究会実績		夏頃に検討結果を取りまとめ	
(アウトカム指標)			

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
11	2章1Ⅱ(3)	③国家公務員採用試験 再チャレンジを支援する観点から、人事院において、国家公務員採用試験の受験年齢を引き上げるための検討を平成19年中に行うよう、要請する。	人事院 人材局 企画課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○国家公務員採用試験の受験年齢を引き上げるための検討を平成19年中に行う。	人事院において検討中					○検討の一環として、民間企業における実態についての調査を本年中に行う方向で検討中。 ○本年8月、国会及び内閣に対し、人事院勧告時における公務員人事管理に関する報告において、「国家公務員採用試験は、多くの民間企業における就職試験と同様、新規卒者を中心に長期に部内育成を図ることを前提に係員を採用するための方法であり、受験資格として一定の年齢要件を設けている。年齢要件については、関係者等の意見も聴取しながら検討を行い、年齢にかかわらず外部の人材の採用を推進していくため、昨年度、公募や能力実証の一部を本院が担う経験者採用システムを導入し、6省庁7種類の選考試験を実施したところである。さらに、職業経験の有無にかかわらず、30～40歳程度の者にも就職機会を提供する仕組みとして、閣議決定を踏まえ、国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)を本年秋に実施するべく準備を進めている。本年6月、閣議決定において、本院に対して、再チャレンジを支援する観点から、国家公務員採用試験の受験年齢の上限に関する検討の要請が行われた。本院としては、今般改正された雇用対策法に基づく取扱いや、民間企業における実態等を適切に調査・把握しつつ、有識者及び各府省からの意見聴取を行いながら、必要な検討を行うこととしたい。」旨、表明。 なお、再チャレンジ試験については、本年9月9日(日)に第1ステージを実施後、10月中～11月下旬に各府省で第2ステージを実施し、11月30日に合格発表を行う予定。
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)						

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
12	2章 1. II (3)	④農業分野 農業の高付加価値化、需要創出に向け、機能性米等の農産品に関連する表示の制度・運用の見直しについて、平成19年度中に結論を得る。	厚生労働省 医薬食品局食品安全部基準審査課 新開発食品保健対策室 農林水産省 消費・安全局表示・規格課 生産局生産技術課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○農業の高付加価値化、需要創出に向け、機能性米等の農産品に関連する表示の制度・運用の見直しについて、平成19年度中に結論を得る。		→ 平成20年3月中				○平成19年度中に特別用途食品制度の見直しについて検討会を開催し、農産品も含めた特別用途食品の表示制度の見直しを行う方向で検討する予定。 ○農林水産省において、機能性成分に関する省内検討体制を整備し、生鮮食品に含まれる機能性成分の含有量の把握法、表示方法といった論点につき検討・整理する予定。 ○米の品種等の表示については、現在、食品の表示に関する共同会議において、検討を行っているところ。
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)			①青果物の栄養成分及び「おいしさ」等の情報提供による消費拡大に関し、20年度予算(新規)を要求中。(やさい・くだものおいしさ再発見推進事業) ②機能性米等の新食品について、産地・企業等の関係者に対して機能性成分の表示方法等に関する情報提供を行うとともに、新食品・新素材の高品質な原料を安定供給するための技術実証・マニュアルの作成等に関し、20年度予算を要求中。(新需要創造対策事業)			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標) ○機能性米等の農産品販売額			
(アウトカム指標)			

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
13	第2章1. II (3)	⑤ 安全・安心分野 安全・安心な住環境の整備、都市機能の発揮に向け、老朽マンション等の建替え・改修の促進につながる規制の見直し及び道路上部空間の有効活用に資する規制の在り方の検討を平成19年以降順次実施する。	法務省 民事局 参事官室 国土交通省 住宅局市街地建築課マンション政策室 住宅局市街地建築課 都市・地域整備局都市計画課 道路局路政課道路利用調整室

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施)						
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他) ○安全・安心な住環境の整備、都市機能の発揮に向け、老朽マンション等の建替え・改修の促進につながる規制の見直し及び道路上部空間の有効活用に資する規制の在り方の検討を平成19年以降順次実施する。	<p>○老朽マンション等の建替え・改修の促進につながる規制の見直し関係</p>				<p>○老朽マンション等の建替え、改修の促進につながる規制の見直しについては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)における区分所有建物の建替え決議要件(区分所有者及び議決権の各5分の4以上)が重過ぎて老朽マンションの建替えが進まないという意見があることから、決議要件の緩和が老朽マンション等の建替え促進にどの程度寄与するのか等、平成19年度から平成20年度にかけて、老朽マンション等の実態調査を行うこととしている。なお、現在、アンケート調査の実施に向けた準備作業を行っているところ。</p>	
	<p>○道路上部空間の有効活用関係</p> <p>アンケート調査等を実施の上、引き続き検討を行う。</p>				<p>○道路上部空間の有効活用に資する規制の在り方の検討については、「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」に基づき、現在、一般道路における道路空間と建築物の立体的利用に係るニーズ把握のためのアンケート調査等を実施しているところ。</p>	
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)	○老朽マンション等の実態調査について予算措置。		○老朽マンション等の実態調査について、20年度予算要求中。			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(評価時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
14	第2章 第1節 II(3)	⑥ 貿易・港湾 貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する(平成20年10月稼働予定)とともに、稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。	財務省、国土交通省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する(平成20年10月稼働予定)とともに、稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。		「次世代シングルウィンドウ」構築	平成20年10月 「次世代シングルウィンドウ」稼働	(目標) 平成20年10月の「次世代シングルウィンドウ」稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。		○関係省庁が連携し「次世代シングルウィンドウ」の平成20年10月の稼働開始を目指して開発中。 ○港湾関連手続の書式の統一化・簡素化に向けて、国による統一モデル様式を策定し、港湾管理者に採択を要請済。(平成19年8月) ○「港湾手続の統一化・簡素化に関する官民合同検討会」を平成19年7月と11月に開催。第3回を平成20年2月に開催予定。
(委員会等における検討の実施) ○貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する(平成20年10月稼働予定)とともに、稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。		「次世代シングルウィンドウ」構築	平成20年10月 「次世代シングルウィンドウ」稼働	(目標) 平成20年10月の「次世代シングルウィンドウ」稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。		○関係省庁が連携し「次世代シングルウィンドウ」の平成20年10月の稼働開始を目指して開発中。 ○港湾関連手続については、「港湾手続の統一化・簡素化に関する官民合同検討会」を平成19年7月と11月に開催。第3回を平成20年2月に開催予定。
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)						○「次世代シングルウィンドウ」(府省共通ポータル)の構築・運用経費に関し、予算要求中。 ○港湾関連手続の「次世代シングルウィンドウ」への一元化のために必要な港湾管理者システムの改修に係る経費への支援措置について予算要求中。

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
15	2章 1 II (3)	⑦ 官の事務・事業の見直し、民間開放 独立行政法人改革と歩調を合わせ、規模の大きな独立行政法人等を順次、個別に取り上げ、事務・事業の見直し、民間開放を推進する。	内閣府規制改革推進室

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○独立行政法人改革と歩調を合わせ、規模の大きな独立行政法人等を順次、個別に取り上げ、事務・事業の見直し、民間開放を推進する。		12月 め次推 答進規 申の制 一た改 取め革 りの改 ま第革 と2の				○独立行政法人改革の一環として、規制改革会議において規模の大きな独立行政法人等につき個別に検討を行い、本年末に策定予定の「規制の集中改革プログラム」の第2弾である「規制改革推進のための第2次答申」にその内容を盛り込む。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○独立行政法人改革と歩調を合わせ、規模の大きな独立行政法人等を順次、個別に取り上げ、事務・事業の見直し、民間開放を推進する。		12月 め次推 答進規 申の制 一た改 取め革 りの改 ま第革 と2の				○独立行政法人改革の一環として、規制改革会議において規模の大きな独立行政法人等につき個別に検討を行い、本年末に策定予定の「規制の集中改革プログラム」の第2弾である「規制改革推進のための第2次答申」にその内容を盛り込む。
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)						

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
16	2章1. II (4)	(4) サービス・イノベーション 平成19年度中にサービス工学の研究拠点を整備し、顧客満足度指数を平成20年度から導入する等、「サービス産業生産性協議会」を活用し、サービス・イノベーションを促進する。	経済産業省 商務情報政策局 サービス政策課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
<p>(事業等の実施)</p> <p>サービス産業生産性協議会と連携し、以下の事業を実施する。</p> <p>○実証事業による製造管理ノウハウ適用のための新たな活用方策・適用事例の開発支援</p> <p>○業界・業種横断的なスキル標準の策定及びその能力評価制度(資格・検定)を構築する実証事業</p> <p>○個別分野(結婚紹介業等)での認証ガイドラインの策定</p> <p>○サービス認証機関に対する認定制度構築支援</p> <p>○モデル的なADR機関の立ち上げ支援</p> <p>○日本版CSIの構築支援</p> <p>○サービス研究拠点の整備</p>						<p>○各業界毎に実態を踏まえた生産性向上につながる製造管理ノウハウ適用のための新たな活用方策・適用事例の開発を支援するため、運営支援団体よりプロジェクトの公募を実施。審査の結果、10事業者を採択し、実証事業を実施中。</p> <p>○企業の枠を越えた業界横断的な人材育成のためのプラットフォーム構築に向けて、運営支援団体よりプロジェクトの公募を実施。審査の結果、5事業者を採択し、実証事業を実施中。</p> <p>○業界による第三者認証制度の構築を支援するため結婚相手紹介サービス業に係る認証ガイドライン作成のためのWGを設置し、今年度中に結婚相手紹介サービス産業における認証ガイドラインを策定する予定。</p> <p>○サービス認証機関に対する認定制度の構築を支援するためサービス分野における認定基準等について調査を実施中。</p> <p>○ADR(裁判外紛争解決)メカニズムの構築を支援するためADRを活用する方法・運用のあり方等について調査を開始。</p> <p>○信頼性のある業種横断的な顧客満足度指数(CSI)の構築に向けた検討を実施</p> <p>○平成20年春を目途にサービス研究拠点を整備すべく検討を実施しているところ。</p>
<p>(委員会等における検討の実施)</p> <p>○「サービス産業生産性協議会」にテーマ毎に委員会を設置</p> <p>各委員会で、サービス産業のイノベーションを推進するため、顧客満足度指数の開発・導入、製造管理ノウハウの活用によるサービス提供プロセスの改善、サービス品質の信頼性向上のための活動に対する支援、サービス産業人材を育成する産学連携による教育体制の充実、ベストプラクティスの選定、業界共通の人材育成プラットフォームの構築等の実施に向けて具体的検討をおこなっているところ。</p> <p>○サービス研究ロードマップの策定</p> <p>サービス産業における研究課題の抽出と産学官のコミュニケーションツールの構築などを目的とした、サービス研究ロードマップを策定しているところ。</p>	<p>協議会発足、テーマ別に委員会設置</p> <p>●6月</p>					<p>○平成19年5月に「サービス産業生産性協議会」発足。「サービス産業生産性協議会」にテーマ別の委員会が設けられた。</p> <p>○平成19年8月、9月に科学的・工学的アプローチ委員会を開催。既に科学的・工学的手法やITの有効活用已成功している各業界の代表者を委員とし、事例研究を中心に、多種多様なサービス業へ科学的・工学的視点を導入するための手法を検討している。</p> <p>○平成19年7月、11月にサービスプロセス委員会を開催し、多種多様なサービス分野における製造管理ノウハウの円滑な導入を図るため、各業界を代表する委員の方々の間で、その考え方や適用手法、成功事例を共有し、その効果的な普及方策について意見交換するとともに、ノウハウを有する製造業OJB人材・企業のネットワーク化の進め方について検討を始めた。</p> <p>○平成19年7月に第1回人材育成委員会を開催し、サービス産業人材を育成する体系的な教育体制の充実と産学間における対話を促進させるとともに、人材育成プラットフォームの構築を通じた産業界における戦略的人材育成の推進について検討を始めたところ。</p> <p>○平成19年8月に第1回品質認証委員会を開催し、サービス品質の信頼性向上のための活動に対する支援について検討を始めたところ。具体的に第1回委員会では結婚相手紹介サービス業に係る認証ガイドライン作成のためのWG設置を決定。</p> <p>○信頼性のある業種横断的な顧客満足度指数(CSI)の構築のため、ワーキンググループ等において検討を実施。</p> <p>○生産性向上に役立つ先進的な取組(ベストプラクティス)を「サービス業300選」として表彰・公表。(3年間で300選の選定を目標)</p> <p>○平成19年7月よりワーキンググループを立ち上げ、「サービス研究ロードマップ」の作成を行っている。</p>
<p>(報告書・指針等のとりまとめ)</p>						
<p>(法令等の制定・改正)</p> <p>制定・改正の予定なし。</p>						
<p>(その他)</p>						
<p>(参考)</p> <p>主な予算措置 (平成20年度は概算要求) 検討中。</p>	17.6億円		15.8億円 (概算要求中)			



指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 予算措置	予算措置については上記の通り	予算措置については上記の通り	予算措置については上記の通り
(アウトプット指標) 公募事業の選定数 ガイドライン等の策定	(19年11月現在) 製造管理ノウハウ活用事例:10事業者採択 人材育成のためのプラットフォーム構築:5事業者採択		サービス業300選:H19～H21で300事業者の選定(目標)
(アウトカム指標) 長期的なサービス産業のGDPの伸び率			サービス産業活性化策の具体化によるサービス産業の効率化の進展は、地方経済の活性化、マクロ経済の生産性上昇を促すことにより、概算で0.4%程度寄与する(「新経済成長戦略」)

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
17	2章1Ⅲ(1)	① 最先端分野への政策支援(SBIR制度)の革新 ・革新的でリスクの高い研究開発を行うベンチャー企業等を対象とする段階ごとの質の高い競争選抜による新しい制度を平成20年度から順次導入する。各府省においてなされた資源配分の適正さや選抜の妥当性については総合科学技術会議等において政府横断的な事後評価を行う。 ・政府調達における情報開示、申請手続の簡素化等の徹底を図る。	内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付参事官(横断的事項担当) 経済産業省中小企業庁技術課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○総合科学技術会議等における政府横断的な事後評価 ○政府調達における情報開示、申請手続の簡素化等の徹底				政府横断的な事後評価の実施等を検討		○イノベーション25に基づき、各府省においてなされた資金配分の適正さや選抜の妥当性については、今後、総合科学技術会議等における政府横断的な事後評価の実施等を検討。  ○情報開示、申請手続の簡素化等の拡充。 ・企業の技術力等を判断するために活用できる情報(現在活用しているデータベース)の拡充及び申請手続の簡素化等を検討した。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○平成19年度特定補助金等の交付の方針	6月の平成19年度交付1の9の方針を特定補助金					○以下の内容を含む平成19年度特定補助金等の交付の方針を閣議決定。(6月22日) 「平成19年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針について」(平成19年6月22日閣議決定)抜粋 2 中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会を増大を図るための措置 (2) 中小・ベンチャー企業を対象とする段階的選抜方式の導入 国等のうち、研究開発予算の一定額以上を民間に支出している機関は、それぞれの業務内容を勘案しつつ、中小・ベンチャー企業を対象とする段階ごとの質の高い競争選抜による制度について検討し、20年度より導入を図る。 (8) 特定補助金等の事後評価の実施 国は、特定補助金等においてなされた資金配分の適正さや選抜の妥当性について、横断的な事後評価の仕方を検討する。  ・SBIR制度特定補助金等の支出額目標額を対前年度20億円増の390億円とし、省庁別目標額(総務:32.2億円、文科:36.5億円、厚労:13.5億円、農水:17億円、経産:289.7億円、国交:0.7億円、環境:0.4億円)を公表した。
(法令等の制定・改正)						
(その他) ○段階的競争選抜方式の導入・拡大を図る。 ○SBIRデータベースの拡充、見直し等を図る。	モデル事業を設計			SBIRデータベースの拡充、運用		○平成20年度事業実施に向け、「SBIR段階的競争選抜技術革新支援事業の予算要求中(平成20年度概算要求額10億円)  ○SBIRデータベースの内容の見直し、拡充等について検討した。
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)			(経済産業省) ○SBIR段階的競争選抜技術革新支援事業 10億円			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) ※予算額については上欄参照			
(アウトプット指標) ○モデル事業実施件数 ○特定補助金等の目標額	○特定補助金等の目標額 平成17年度 310億円 平成18年度 370億円 平成19年度 390億円	○20件程度のF/S等を実施予定 ○前年度実績を踏まえ検討	○20件程度のF/S等を実施予定 ○前年度実績を踏まえ検討
(アウトカム指標)			

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(評価時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
18	第2章1. Ⅲ(1)	② 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略 研究資金の集中投入、ベンチャー企業育成、医療クラスターの形成や再生医療拠点の形成等の臨床研究・治験環境の整備、アジアとの連携、新薬の上市までの期間を2.5年短縮する等の審査の迅速化・質の向上、革新的新薬の適切な評価と後発薬の使用促進のための薬価制度の改革や医療機器の評価の適正化等を内容とする「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を着実に推進する。	文部科学省研究振興局ライフサイエンス課 厚生労働省医政局経済課 経済産業省製造産業局生物化学産業課

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題(各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
<b>(事業等の実施)</b>						
<b>【研究資金の集中投入】</b>						
(1) 医薬品・医療機器開発につながる予算への重点化・拡充等	4月 措置 予算の重点化・拡充					・橋渡し研究、がん・テラーメイド医療・再生医療・分子イメージング等に関連する研究を推進した。(文科省) ・経済産業省(「インテリジェント手術機器研究開発プロジェクト」及び「分子イメージング機器研究開発プロジェクト」)と厚生労働省(ナノメディスン分野)とでマッチングファンドを実施した。(厚労省・経産省)
(2) 研究開発税制の充実・強化の検討	8月 検討・結論 研究開発税制の延長・拡充を要望中			検討・評価		・研究開発税制の延長・拡充について、平成20年度税制改正要望中。
<b>【ベンチャー企業の育成等】</b>						
(1) 施設・機器の利用促進	4月 措置 施設・機器の共用化		平成20年度以降措置			・先端研究施設共用イノベーション創出事業を開始した。(文科省)
(2) 萌芽技術をビジネスにつなげるための支援策	措置 萌芽技術の企業化支援					・中小企業基盤整備機構における窓口相談事業について検討中。(経産省)
<b>【臨床研究・治験環境の整備】</b>						
(1) 国際共同治験の推進	4月 措置 臨床研究・治験環境の整備					・「新たな治験活性化5か年計画」に基づき、中核病院、拠点医療機関を選定し、国際共同治験を含めた治験・臨床研究の実施体制の整備を開始した。(文科省・厚労省)
(2) 「橋渡し研究拠点」の充実	4月 措置 人材育成のための取組					・平成19年度「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」において、「臨床研究・研究支援人材の養成」をテーマに、大学における優れた人材養成の取組を選定した(申請30件のうち、7件を選定)。(文科省)
(3) 国内の臨床研究体制の整備	4月 措置 橋渡し研究拠点の充実					・橋渡し研究支援推進プログラムを開始した(23提案より6提案を選定)。(文科省)
(4) 医療クラスターを中心とした治験の拠点化、ネットワーク化	8月 措置 臨床研究・治験環境の整備					・中核病院10施設、拠点医療機関30施設を選定した。(文科省・厚労省)
(5) 関連する人材の育成・確保	4月 措置 医療クラスター、治験中核病院拠点医療機関の整備、ネットワーク化					・「治験中核病院・拠点医療機関等協議会」を開催した。(文科省・厚労省)
(6) その他の取組	4月 措置 人材育成のための取組					【再掲】平成19年度「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」において、「臨床研究・研究支援人材の養成」をテーマに、大学における優れた人材養成の取組を選定した(申請30件のうち、7件を選定)。(文科省)
<b>【アジアとの連携】</b>	4月 措置 医師等の教育確保の確保、CRC3,000人養成			平成23年度までに措置		・大学病院において治験関連業務に従事する職員を対象に、治験コーディネーター養成研修を実施した(平成19年度修了者:112名)。(文科省)
<b>【審査の迅速化・質の向上】</b>						
(1) 審査人員の拡充・質の向上	8月 措置 ITを利用したネットワーク作り等			平成23年度までに措置		・書類様式の統一化について、関係医療機関団体、製薬企業団体による作業班を設置し、検討を行っている。(文科省・厚労省)
(2) 医療機器に関する事項	7月 措置 アジア連携のための取組					・臨床研究登録情報検索ポータルサイトについて、運営委員会を設置し、検討を行うとともに、当該サイトの仮運用を開始した。(厚労省)
(1) 審査人員の倍増	4月 措置 民間出身者の活用のある方の検討			平成21年度までに措置		・本年4月に韓国で開催された日中韓三国保健大臣会合での合意を受け、三国の臨床データにおける人種的変異の評価研究等についての協議を実施した。(厚労省)
(2) 民間出身者の活用のある方の検討	10月 措置 民間出身者の活用のある方の検討					・「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において、民間出身者の活用の在り方について、検討を行い、7月27日にとりまとめた。これを受けて、9月に機構の運営評議会において議論をし、民間出身者に関する就業規則の見直しを行い、10月から適用している。(厚労省)
(2) 医療機器に関する事項	4月 措置 医療機器の審査人員の充実、育成			平成21年度までに措置		・機構の中期計画期間中(平成21年3月末まで)に医療機器の審査人員を35名まで増員する(平成19年4月現在28名)。(厚労省)
(2) 日米共同治験への対応強化	4月 措置 日米共同治験への対応強化					・医療機器について、日米共同治験に関する実施体制、審査体制等の構築として、まず米国FDAとのHBD(Harmonization by Doing)の取組を開始。H20年度にはHBDを日本国内で開催予定。(厚労省)
<b>(委員会等における検討の実施)</b>						
<b>【研究資金の集中投入】</b>						
(1) 医薬品・医療機器開発につながる予算への重点化・拡充等	8月 措置 予算の重点化・拡充					・「官民対話の下に、関係省、研究機関及び産業界による連携組織を作り、重点研究開発領域についての意見調整を行った。これに基づき、研究計画の策定に着手した。(厚労省)
<b>【ベンチャー企業の育成等】</b>						
(1) ベンチャー企業支援策の検討の場の設置	4月 措置 検討の場の設置					・「官民対話ベンチャーワーキンググループ」において、パイオベンチャー支援策について検討を行っている。(厚労省・経産省)
(2) 医療機器に関する事項(医療機器産業への参入促進)	4月 検討・結論 ガイドラインの策定					【再掲】中小企業基盤整備機構における窓口相談事業について検討中。(経産省)
<b>【臨床研究・治験環境の整備】</b>						
(1) 医療クラスターを中心とした治験の拠点化、ネットワーク化	8月 措置 臨床研究・治験環境の整備					・医療機器の開発普及に関する経済社会ガイドラインの策定に向けて検討を行っている。(厚労省・経産省)
(2) 臨床研究の規制の適正化	6月 検討・結論 臨床研究に関する倫理指針の見直し					・「臨床研究に関する倫理指針」の見直しに向けた専門委員会を設置し、検討を行っている。(厚労省)
(3) その他の取組	8月 措置 ITを利用したネットワーク作り等			平成23年度までに措置		【再掲】書類様式の統一化について、関係医療機関団体、製薬企業団体による作業班を設置し、検討を行っている。(文科省・厚労省)
<b>【審査の迅速化・質の向上】</b>						
(1) 新薬の上市までの期間を2.5年短縮する	9月 工程表作成 上市までの期間を2.5年短縮			平成23年度までに措置		・「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において、医薬品の上市までの期間を2.5年短縮する具体的方策等について検討を行い、7月27日に報告書としてとりまとめた。(厚労省)
(2) 審査人員の拡充・質の向上	7月 工程表作成 申請前の事前評価システム導入審査チームの増設等			工程表に従い、平成23年度までに順次、措置		・「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において、事前評価システム導入等具体的方策に係る工程表を7月27日にとりまとめた。(厚労省)
(2) 民間出身者の活用のある方の検討	10月 夏に結論 民間出身者の活用のある方の検討					【再掲】「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において、民間出身者の活用の在り方について、検討を行い、7月27日にとりまとめた。これを受けて、9月に機構の運営評議会において議論をし、民間出身者に関する就業規則の見直しを行い、10月から適用している。(厚労省)
(2) 医薬品のGCPIに関する運用改善	9月 検討・結論 医薬品のGCPIに関する運用改善					・「治験の在り方に関する検討会」において、医薬品のGCPIに関する運用改善の具体的方策等について検討を行い、9月19日に報告書としてとりまとめた。これを受けて、平成19年度内に省令改正等の必要な措置を講じる。(厚労省)
<b>【イノベーションの適切な評価】</b>						
イノベーションの適切な評価	4月 検討・結論(厚) イノベーションの適切な評価					・革新的新薬の適切な評価等、イノベーションの適切な評価のために、平成20年度の診療報酬改定に向け、中央社会保険医療協議会において検討を行っている。(厚労省)

<p>(報告書・指針等のとりまとめ)</p> <p>【ベンチャー企業の育成等】</p> <p>【再掲】(1)医療機器に関する事項(医療機器産業への参入促進)</p> <p>【臨床研究・治験環境の整備】</p> <p>【再掲】(1)臨床研究の規制の適正化</p> <p>【審査の迅速化・質の向上】</p> <p>【再掲】(1)新薬の上市までの期間を2.5年短縮する。</p> <p>【再掲】(2)審査人員の拡充・質の向上</p> <p>(3)承認審査のあり方や基準の明確化</p> <p>(4)承認審査における国際共同治験への対応強化</p> <p>【再掲】(5)医薬品のGCPIに関する運用改善</p> <p>(6)医療機器に関する事項</p> <p>【その他】</p>	<p>4月</p> <p>検討・結論</p> <p>ガイドラインの策定</p> <p>6月</p> <p>検討・結論</p> <p>臨床研究に関する倫理指針の見直し</p> <p>(医薬品)</p> <p>7月</p> <p>工程表作成</p> <p>上市までの期間を2.5年短縮</p> <p>7月</p> <p>工程表作成</p> <p>申請前の事前評価システム導入審査チームの増設等</p> <p>10月</p> <p>措置</p> <p>民間出身者の活用のあり方の検討</p> <p>4月</p> <p>着手</p> <p>新技術に対応した審査基準の策定</p> <p>「ヒト(自己)由来細胞等について夏に結論</p> <p>細胞・組織を利用した医薬品等に係る安全評価基準の明確化</p> <p>9月</p> <p>措置</p> <p>国際共同治験の基本的考え方の作成</p> <p>9月</p> <p>検討・結論</p> <p>医薬品のGCPIに関する運用改善</p> <p>(医療機器)</p> <p>4月</p> <p>措置</p> <p>審査基準の策定等</p> <p>9月</p> <p>措置</p> <p>軽微な改良の場合の取り扱い範囲の見直し等</p> <p>4月</p> <p>検討</p> <p>治験を必要とする範囲の合理化</p> <p>4月</p> <p>検討</p> <p>医療機器のGCPIに関する運用改善</p>	<p>平成23年度までに措置</p> <p>工程表に従い、平成23年度までに順次、措置</p>	<p>【再掲】医療機器の開発普及に関する経済社会ガイドラインの策定に向けて検討を行っている。(経産省)</p> <p>【再掲】「臨床研究に関する倫理指針」の見直しに向けた専門委員会を設置し、検討を行っている。(厚労省)</p> <p>【再掲】「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において、医薬品の上市までの期間を2.5年短縮する具体的方策等について検討を行い、7月27日に報告書としてとりまとめた。(厚労省)</p> <p>【再掲】「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において、事前評価システム導入等具体的方策に係る工程表を7月27日にとりまとめた。(厚労省)</p> <p>【再掲】「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において、民間出身者の活用の在り方について、検討を行い、7月27日にとりまとめた。これを受けて、9月に機構の運営評議会において議論を、民間出身者に関する就業規則の見直しを行い、10月から適用している。(厚労省)</p> <p>・マイクロドージングなどの探索的臨床試験についてのガイダンス等の検討を行っている。(厚労省)</p> <p>・「ヒト(自己)由来細胞・組織加工医薬費等の品質及び安全性の確保に関する指針案を作成し、平成19年8月28日から9月28日までパブリックコメントを実施。今後、集まった意見を踏まえて検討を行い、早期に指針を策定する。(厚労省)</p> <p>・国際共同治験の実施やそのデータを承認申請資料とすることを推進するよう、国際共同治験の実施に当たっての留意事項等からなる基本的な考え方を策定した。(厚労省)</p> <p>【再掲】「治験のあり方に関する検討会」において、医薬品のGCPIに関する運用改善の具体的方策等について検討を行い、9月19日に報告書としてとりまとめた。これを受けて、平成19年度内に省令改正等の必要な措置を講じる。(厚労省)</p> <p>・医療ニーズが高く実用可能性のある革新的な医療機器について、両省が連携を図りつつ、開発の迅速化のためのガイドライン(経済産業省)及び承認審査の円滑化に資する次世代医療機器評価指標(厚生労働省)の策定を進めている。</p> <p>・医療機器について、平成18年度までに25の承認基準を策定した、引き続き策定作業を実施する。(厚労省)</p> <p>・平成19年9月28日付けで医療機器の承認事項の変更届の範囲の明確化に関する通知を发出了。なお、引き続き、軽微な改良に関する申請必要範囲の確定・明確化について、業界から具体的事例について収集していく。(厚労省)</p> <p>・医療機器について、治験が必要な範囲の合理化、明確化に向けて、業界から具体的事例について収集している。(厚労省)</p> <p>・医療機器のGCP省令の運用改善による治験の円滑化に向けて、業界から具体的事例について収集している。(厚労省)</p>
<p>(法令等の制定・改正)</p>			
<p>(その他)</p> <p>【官民の推進体制の整備】</p> <p>(1) 研究開発推進体制の整備</p> <p>(2) 官民対話の実施</p>	<p>4月</p> <p>平成20年度までに結論できるものから順次措置</p> <p>官民対話の実施</p>	<p>年1~2回の開催(政策群の評価等)</p>	<p>・「新たな治験活性化5か年計画」に基づき、治験・臨床研究の推進のための施策を進めている。(文科省・厚労省)</p>
<p>(参考)</p> <p>主な予算措置(平成20年度は概算要求)</p>	<p>革新的医薬品・医療機器創出推進のための平成19年度予算として、384億円(文科省)、247億円(厚労省)、138億円(経産省)を措置。</p>	<p>革新的医薬品・医療機器創出推進のための予算として、646億円(文科省)、295億円(厚労省)、151億円(経産省)を要求中。</p>	<p>・財政状況も踏まえ引き続き重点化を図る。</p>

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) ①予算額については、上欄を参照。			
②(独)医薬品医療機器総合機構における新薬の審査人員の拡充	・H18. 4. 1: 197名。 H19. 4. 1: 206名。 (平成19年度中に、238名の増員計画のうち58名を増員予定。)	・平成20年度中に238名の増員計画のうち80名を増員予定。	・平成21年度中に88名の増員を予定。これにより、計236名の増員を達成。
③(独)医薬品医療機器総合機構における新医療機器の審査人員の拡充	・H18. 4. 1: 28名。 H19. 4. 1: 28名。	・平成20年度末までに35名とする。	
(アウトプット指標) ①事業・プログラムの採択件数等	<平成19年度の実績> (文科省)橋渡し研究支援推進プログラム: 採択数6件等 (厚労省)臨床研究基盤整備推進研究事業: 採択数10件、治験拠点病院活性化事業: 採択数30件等 (経産省)橋渡し研究として、10プログラムを採択 等	<現時点で見込めるもの> (文科省)橋渡し研究支援推進プログラム: 採択数10件等 (厚労省)臨床研究基盤整備推進研究事業: 採択数10件、治験拠点病院活性化事業: 採択数30件 等	・進捗状況も踏まえながら、5か年戦略の着実な推進を図る。
(アウトカム指標) ①治験届数 ②新医薬品の審査事務処理期間(12ヶ月以内)に処理した割合 ③新医療機器の審査事務処理期間(12ヶ月以内)に処理した割合	①105件(平成18年度) ②H16: 65. 3%、H17: 83. 3%、H18: 59. 2% ③H16: 50%、H17: 100%、H18: 100%	②80%を達成する。 ③90%を達成する。	①治験届数の増加 ②80%を達成する。 ③90%を達成する。

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(評価時点：平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
19	2章1. Ⅲ(1)	③ 世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制度の整備 デジタル化、ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用の在り方に関する新たな法制度や契約ルールの検討を進め、世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進の法制度等を2年以内に整備する。	内閣官房(知的財産戦略推進事務局) 文部科学省文化庁長官官房著作権課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○知的財産立国の実現に向けた著作権制度の改善に関する調査研究事業	19年度中		20年度中			○平成19年度は「インターネットの普及に伴う著作物の創作・利用形態の変化」についての調査を実施。19年度中に同調査結果を取りまとめる予定。
(委員会等における検討の実施) ○コンテンツ・日本ブランド専門調査会における検討 ○文化審議会著作権分科会における検討	8月	未定	※「デジタルネットワーク時代の著作権制度の在り方に関する基礎調査」(新規)について概算要求中			○内閣官房にコンテンツ・日本ブランド専門調査会を8月に立ち上げ、9月から検討を開始した。コンテンツ・日本ブランド専門調査会において、法改正の可否を含め検討中。 ○平成19年3月より文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で、デジタルコンテンツの流通を促進するための著作権に関する法制度等の整備について検討し、同小委員会中間まとめについて、平成19年10月に同分科会へ報告。今後引き続き検討を行っていく。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○文化審議会著作権分科会における報告書	19年度中		20年度中			○平成19年10月に、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめを著作権分科会へ報告。1ヶ月間の意見募集の後、その結果を踏まえて更に検討を進め、平成20年1月をめどに同分科会報告書として取りまとめる。
(法令等の制定・改正) ○所要の法制度等の整備			2年以内に整備			○文化審議会著作権分科会における報告書等を踏まえ、所要の法制度等の整備を実施 ○コンテンツ・日本ブランド専門調査会において、法改正の可否を含め検討中。
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)						

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 委員会等の実施状況	・2007年9月～12月までに、コンテンツ・日本ブランド専門調査会1回開催、同コンテンツ企画WG2回開催 ・文化審議会著作権分科会 9回 ・法制問題小委員会 27回 ・過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会 9回 等		
(アウトプット指標) 法制度等の利用状況			
(アウトカム指標) コンテンツの市場規模	2004年 13.5兆円 2005年 13.8兆円 2006年 14.0兆円		2015年に18.7兆円

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(評価時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
20	2章1.Ⅲ(2)	① 教育の質の保証 ・大学(大学院を含む。以下同じ)が行う卒業認定厳格化、外部評価の推進、ボランティア活動体験の導入などカリキュラム改革等を強力に支援するための措置を平成20年度から講ずる。 ・「教育再生会議」は、必要に応じ、関係会議と適宜連携し、大学入試の多様化、弾力化等抜本的な改革について検討する。その際、初等中等教育に与える影響も考慮する。(大学入学年齢の弾力化、国立大学の入試日の分散、複数合格等) ・優秀で意欲ある学生に対する奨学金を拡充するための措置を平成20年度から講じる。	内閣官房(教育再生会議) 文部科学省高等教育局大学振興課・学生支援課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○質の高い大学教育推進プログラム(仮称)			大学教育の質の向上に向けた優れた取組を支援			○平成20年度概算要求において要求
(委員会等における検討の実施) ○教育再生会議における検討		12月 第三次報告				○教育再生会議において、「大学入試の抜本的改革」について検討予定。平成19年12月に教育再生会議第3次報告を取りまとめ予定。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○教育再生会議における検討		12月 第三次報告				○平成19年12月に教育再生会議第3次報告を取りまとめ予定。
(法令等の制定・改正) ○大学設置基準の一部改正	7月 公布		4月 施行			○成績評価基準の明示及び当該基準に基づく厳格な成績評価の実施の義務化等を内容とする大学設置基準の一部改正を行った。 (平成19年7月31日公布、平成20年4月1日施行)
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)	(文部科学省) (独)日本学生支援機構による奨学金事業 事業費総額8503億円(平成19年度予算額)	(文部科学省) 質の高い大学教育推進プログラム(仮称)(173億円)	(文部科学省) 引き続き左記プログラムを実施	(文部科学省) 引き続き左記プログラムを実施		

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 【質の高い大学教育推進プログラム(仮称)】 (予算額)		平成20年度概算要求において173億円を要求	引き続き実施
(アウトプット指標) 【質の高い大学教育推進プログラム(仮称)】 (選定件数)		大学教育の質の向上に向けた優れた取組の選定件数(240件)	引き続き支援
(アウトカム指標) 【質の高い大学教育推進プログラム(仮称)】		競争的な環境の下で優れた取組を選定・支援し、カリキュラム改革等の大学教育改革を推進	競争的な環境の下で優れた取組を選定・支援し、カリキュラム改革等の大学教育改革を推進

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
21	2章1. III(2)	② 国際化・多様化を通じた大学改革 ・教員の国際公募、外国人教員比率の増、英語による授業、国家戦略としての留学生政策を平成20年度から推進する。 ・大学の4月入学原則を平成19年度中に弾力化する。国立大学について、大学の取組を支援し、全国立大学での9月入学枠の設定を実現する。私立大学においても、9月入学枠設定を促進する。 ・文部科学省は、「大学グローバル化プラン」(仮称)を平成19年内に策定し、アジアを含めた国際的な大学間の相互連携プログラムを促進する(単位互換、ダブル・ディグリー等)。また、各大学等による国際化に関する評価の充実を平成20年度に図る。 ・平成20年度から、現地での募集・選考体制の強化、渡日前の入学許可、奨学金支給決定を行い、留学生受入れ拡大を図る。日本人学生の短期留学等の機会を拡充する。 ・企業・行政機関との人事交流等大学と企業・社会との連携を強化する。 ・高等専門学校が地域と連携して行う実践的な専門教育の取組を支援するための措置を平成20年度から講ずる。	文部科学省高等教育局高等教育企画課 国際企画室、国立大学法人支援課、大学振興課、専門教育課、学生支援課、私学部私学行政課 経済産業省経済産業政策局産産人材参事官室

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○「アジア人財資金構想」にかかる事業の実施 (概要:我が国企業に就職意欲のある、能力・意欲の高いアジア等の留学生を、日本への留学から日本企業への就職まで一貫して支援する。これにより、アジア等の優秀な留学生の我が国における国内就職の機会拡大を図り、国際競争力のある優れた人材の受入強化・諸外国との相互理解の促進を目指す。) ○大学の国際化に関する評価に係る調査研究 ○現地での募集・選考体制強化と渡日前入学許可、奨学金支給決定 ○日本人学生の短期留学機会の拡充 ○各人材育成、教育プログラムの実施	19年度開始 → 19年度	→ 19年度	→ 19年度	→ 19年度	22年度までの4年間に集中的に実施 → 継続して実施 → 継続して実施	○本事業の推進により、教育政策・外交政策のみならず、産業政策を含めた国家戦略としての留学生政策を積極的に推進するもの。 ○経済産業省と文部科学省で連携し、平成19年度事業につき、プログラムを実施する主体として高度専門事業留学生育成事業(大学主体の事業)は12コンソーシアム、高度実践留学生育成事業(地域主体の事業)は9団体(全国1地域各1団体)の採択を行った。 ○「アジア人財資金構想」について、大学・産業界・地方自治体が連携したコンソーシアムにおいて、引き続き着実に事業を実施する。 ○各大学や第三者機関による大学の国際化に関する評価に係る調査研究を実施。 ○日本学生支援機構において実施する日本留学フェアの充実、日本留学試験の活用方法や渡日前入学許可の利用について検討中。 ○日本学生支援機構において実施する短期留学推進制度の拡充に向け、平成20年度予算を要求中。 ○産学連携による高度な人材育成を推進するため、「派遣型高度人材育成共同プラン(継続30件)、先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム(継続6件、新規2件程度)、ものづくり技術者育成事業(新規10件程度)、サービス・イノベーション人材育成推進プログラム(新規5件程度)」を実施し、大学等において教育プログラムの開発等を実施(予定を含む)した。
(委員会等における検討の実施) (報告書・指針等のとりまとめ) ○9月入学枠設定に関するガイドラインの策定 ○「大学教育グローバル化プラン」(仮称)の策定 ○中央教育審議会大学分科会高等学校特別委員会において中間報告のとりまとめに向けて審議中。 ○高等専門学校教育振興施策要綱(仮)の策定 (法令等の制定・改正) ○学校教育法施行規則の改正 (その他) ○国家戦略の策定に向けた検討 ○9月入学の促進のための支援措置 (参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求) ○「アジア人財資金構想」 (経済産業省予算) :平成19年度 30.5億円 (経済産業省、文部科学省) 「アジア人財資金構想」に関し、関係府省間で連携しつつ、平成20年度予算を要求中。 ※経済産業省予算 中小企業産業人材の育成に必要な経費 :平成20年度概算要求 33.5億円 (文部科学省) ・9月入学の促進 国立大学に対する9月入学枠設定に関する調査検討等のための経費700百万円 私立大学等経常費補助金 特別補助 112,452百万円の内数	→ 19年度	→ 19年度	→ 19年度	→ 21年度中	○9月入学枠設定に関し、国立大学の次期中期目標策定時にガイドラインを策定予定。 ○「大学教育グローバル化プラン」(仮称)の策定に向け、検討中 ○中央教育審議会大学分科会高等学校特別委員会において審議経過報告をとりまとめたところ。 ○平成19年度内を目途に高等専門学校教育振興施策要綱(仮称)を策定する予定。 ○学校教育法施行規則を改正し、大学の入学時期を弾力化する。 ○留学生政策について、国家戦略に向け、関係省等と密接な連携を図りながら、検討しているところ。 ○9月入学の促進のための支援措置について、平成20年度概算要求において必要な経費を要求。	

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 【留学生関連部分】(予算額) 平成17年度予算額 41,894百万円 平成18年度予算額 41,252百万円 平成19年度予算額 40,613百万円 ○「アジア人財資金構想」 平成19年度予算額 30.5億円 (経済産業省予算)	平成17年度予算額 41,894百万円 平成18年度予算額 41,252百万円 平成19年度予算額 40,613百万円	・平成20年度概算要求において47,851百万円を要求。 ・関係府省間で連携しつつ、平成20年度予算を要求中。	・引き続き実施。 ・引き続き実施。
【9月入学の促進】 ○9月入学の促進に係る経費		・平成20年度概算要求において国立大学に対する9月入学枠設定に関する調査検討等のための経費700百万円及び9月入学枠の設定をする私立大学を支援するため私立大学等経常費補助金(特別補助 112,452百万円の内数)を要求。	・進捗状況を踏まえ、引き続き9月入学の促進に向けた支援を行う。
(アウトプット指標) 【留学生関連部分】 【9月入学の促進】 ○9月入学枠における入学実績	・留学生受入体制の充実 (平成17年度の入学実績) 国立大学 82大学 2,445人 学部 9大学(12学科) 71人 研究科 60大学(17研究科) 2,374人 ※平成18年度以降は未算出	・留学生受入体制の充実 ・国立大学に対する9月入学枠設定に関する調査検討等の実施 ・9月入学枠を設定する私立大学を支援	・留学生受入体制の充実 ・国立大学に対する9月入学枠設定に関する調査検討の結果を踏まえ検討 ・9月入学枠を設定する私立大学を支援
(アウトカム指標) 【9月入学の促進】 【留学生関連部分】 ○大学の国際化 ○「アジア人財資金構想」	・大学の国際化の推進 ・日本への就職を希望し、大学や企業の国際競争力の強化に繋がる優れた人材の受入強化・諸外国との相互理解の促進	・大学の国際化の推進 ・日本への就職を希望し、大学や企業の国際競争力の強化に繋がる優れた人材の受入強化・諸外国との相互理解の促進	・大学の国際化の推進 ・日本への就職を希望し、大学や企業の国際競争力の強化に繋がる優れた人材の受入・育成を通じた重層的なネットワークの構築

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(評価時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
22	2章1.Ⅲ(2)	③ 世界トップレベルを目指す大学院教育の改革 ・平成20年度から、世界最高水準の大学院形成、優れた大学院生への経済的支援を充実する。 ・学部3年修了時から大学院に進学する早期卒業制度を活用するとともに、博士前期課程3年、後期課程2年とする等制度を平成19年内に弾力化する。	文部科学省高等教育局大学振興課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○グローバルCOEプログラム ○大学院教育改革支援プログラム	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     国際的に卓越した教育研究拠点形成を重点的に支援する「グローバルCOEプログラム」、                      大学院における優れた組織的な教育の取組を支援する「大学院教育改革支援プログラム」                      を通じて、TA・RAの積極的な活用に対して支援を行うなど優れた大学院生への経済的支援の充実を図る。                 </div>					・「グローバルCOEプログラム」において、平成19年度は28大学63件の教育研究拠点を選定・実施。 ・「大学院教育改革支援プログラム」においては、平成19年度は61大学126件の教育プログラムを選定・実施。
(委員会等における検討の実施)						
(報告書・指針等のとりまとめ) ○「大学院教育振興施策要綱」に関する調査	19年度中 調査結果		20年度中 調査結果		21年度中 調査結果	○「大学院教育振興施策要綱」に関する取組の調査結果の一部として、大学院学生に対する経済的支援に関する取組状況を公表。
(法令等の制定・改正) ○所要の制度等の整備	19年中					○博士課程の修業年限を弾力化する。
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)	・グローバルCOEプログラム :158億円 ・大学院教育改革支援プログラム :35億円		・グローバルCOEプログラム :470億円 ・大学院教育改革支援プログラム :86億円		引き続き左記プログラムを実施	

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) グローバルCOEプログラム及び大学院教育改革支援プログラムの予算額	グローバルCOEプログラム(158億円) 大学院教育改革支援プログラム(35億円)	グローバルCOEプログラム(470億円) 大学院教育改革支援プログラム(86億円)	引き続き実施
(アウトプット指標) 上記事業における採択件数	グローバルCOEプログラム採択件数 : 63件 大学院教育改革支援プログラム採択件数 : 126件	グローバルCOEプログラム採択件数 : 60件程度 大学院教育改革支援プログラム採択件数 : 150件程度	引き続き支援
(アウトカム指標)	国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援することによって国際競争力のある大学づくりを推進するとともに、大学院における優れた組織的な教育の取組を重点的に支援し、大学院教育の実質化(組織的展開の強化)を推進する。また、これらプログラムを通じて、TA・RAの積極的な活用を推進し優れた大学院生への経済的支援の充実を図る。	国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援することによって国際競争力のある大学づくりを推進するとともに、大学院における優れた組織的な教育の取組を重点的に支援し、大学院教育の実質化(組織的展開の強化)を推進する。また、これらプログラムを通じて、TA・RAの積極的な活用を推進し優れた大学院生への経済的支援の充実を図る。	国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援することによって国際競争力のある大学づくりを推進するとともに、大学院における優れた組織的な教育の取組を重点的に支援し、大学院教育の実質化(組織的展開の強化)を推進する。また、これらプログラムを通じて、TA・RAの積極的な活用を推進し優れた大学院生への経済的支援の充実を図る。 ※「グローバルCOEプログラム」においては、事業開始2年経過後に中間評価、期間終了後(5年後)に事後評価を実施。 ※「大学院教育改革支援プログラム」においては、事業期間終了後(3年後)に事後評価を実施。



# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(評価時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
23	2章1.Ⅲ(2)	④ 国公立大学の連携による地方の大学教育の充実 ・自主性・自律性をもって、大学が行う社会の変化や時代の要請に応じた学部学科の再編、他大学との連携協力、組織運営改善等の取組を支援する。 ・国公立を通じ、複数の設置者が大学院研究科等を共同で設置できる仕組みを平成20年度中に創設することを旨とする。 ・国公立を通じた地方の「大学コンソーシアム」の形成を支援するための措置を平成20年度から講ずる。	文部科学省高等教育局国立大学法人支援課、大学振興課、私学部私学行政課内閣府(科学技術政策担当)

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題(各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○戦略的大学連携支援事業			国公立の複数の大学による多様で特色ある大学間の戦略的な連携の取組を支援			○平成20年度概算要求において要求
(委員会等における検討の実施)						
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正) ○大学院研究科等の共同設置				20年度中		○国公立を通じて、複数の設置者が共同で大学院研究科等を設置することができるよう所要の制度改正について検討中。
(その他) ○国立大学法人運営費交付金(特別教育研究経費)の措置 ○私立大学等経常費補助金 ○「大学コンソーシアム」形成支援措置		19年度内	予算措置			○これまで、社会的要請や学術研究の進展等を踏まえ学部・研究科等の整備を図るとともに、新たな教育研究ニーズに対応し、各大学の個性に応じた意欲的な取組を重点的に支援するため国立大学法人運営費交付金(特別教育研究経費)を措置。平成20年度概算要求においても、引き続き同経費を要求。 ○平成19年度より、学校法人の枠を超えた私立大学等間の教育及び研究に係る連携を促進するため、私立大学等経常費補助金において、地域教育コンソーシアム形成支援経費及び研究連携コンソーシアム形成支援経費を措置。
(参考) 主な予算措置(平成20年度は概算要求)		(文部科学省) ・特別教育研究経費: 国立大学法人運営費交付金 1,204,377(百万円)の内数 ・「地域教育コンソーシアム形成支援」「研究連携コンソーシアム形成支援」とともに私立大学等経常費補助金特別補助 111,271百万円の内数	(文部科学省) ・戦略的大学連携支援事業(50億円) ・国立大学法人運営費交付金(特別教育研究経費): 国立大学法人運営費交付金 1,231,288(百万円)の内数 ・「地域教育コンソーシアム形成支援」「研究連携コンソーシアム形成支援」とともに私立大学等経常費補助金特別補助 112,452百万円の内数			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 【戦略的大学連携支援事業】(予算額) 【各大学の自主的・自律的な取組の支援】 ○運営費交付金(特別教育研究経費)の措置 ○私立大学等経常費補助特別補助(「地域教育コンソーシアム形成支援」「研究連携コンソーシアム形成支援」)の措置	・国立大学法人運営費交付金(特別教育研究経費) 平成17年度 1,231,729百万円の内数 平成18年度 1,221,478百万円の内数 平成19年度 1,204,377百万円の内数 ・「地域教育コンソーシアム形成支援」「研究連携コンソーシアム形成支援」 平成19年度 1,204,377百万円の内数	・平成20年度概算要求において50億円を要求 ・平成20年度概算要求において国立大学法人運営費交付金(特別教育研究経費)(1,231,288百万円の内数)を概算要求 ・平成20年度概算要求においても、「地域教育コンソーシアム形成支援」「研究連携コンソーシアム形成支援」とともに私立大学等経常費補助金特別補助 112,452百万円の内数を要求	・引き続き実施 ・各国立大学の自主的・自律的な取組を踏まえ、引き続き同経費を措置 ・引き続き支援
(アウトプット指標) 【戦略的大学連携支援事業】(採択件数) 【各大学の自主的・自律的な取組の支援】 ○各大学における事業の実施 ○私立大学等経常費補助特別補助(「地域教育コンソーシアム形成支援」「研究連携コンソーシアム形成支援」)の措置	(各大学において特別教育研究経費の対象となった事業を実施) (現在配分について検討中)	・多様で特色ある大学間の戦略的な連携の取組の採択件数(40件) ・各大学において特別教育研究経費の対象となった事業を実施 ・各大学の申請に基づき支援を実施	・引き続き支援 ・各大学において特別教育研究経費の対象となった事業を実施 ・引き続き支援
(アウトカム指標) 【戦略的大学連携支援事業】 【大学の自主的・自律的な取組の支援】 ○大学における教育研究活動の充実	・大学の自主的・自律的な取組の支援による大学における教育研究活動の充実	・国公立を通じた教育研究資源の有効活用など戦略的な連携の取組を推進 ・大学の自主的・自律的な取組の支援による大学における教育研究活動の充実	・国公立を通じた教育研究資源の有効活用など戦略的な連携の取組を推進 ・大学の自主的・自律的な取組の支援による大学における教育研究活動の充実

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(評価時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
24	2章1.Ⅲ(2)	⑤ 時代や社会の要請にこたえる国立大学の更なる改革 ・国立大学の大胆な再編統合、学部再編や学部入学定員の縮減、一つの国立大学法人が複数の大学を設置管理できる仕組みづくり等国立大学の自主的な取組を促進する。 ・文部科学省は、国立大学の大学事務局の改革による経営効率化を推進する。	文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題(各府省記入)	
	上期	下期	上期	下期			
(事業等の実施)							
(委員会等における検討の実施)							
(報告書・指針等のとりまとめ)							
(法令等の制定・改正) ○一人複数大学設置に関する対応	6月 で審議大 審の方 針		国立大学の具体的な検討を踏まえて対応			○一人複数大学設置 一つの国立大学法人が複数の大学を設置管理できる仕組みについては、国立大学法人の具体的な検討を踏まえて対応。	
(その他) ○国立大学の再編統合に向けた支援		10月 外販大 大統・ 合販	国立大学間の自主的な検討に基づき随時必要な支援を実施			○国立大学の再編統合 国立大学は、これまでも自主的な再編・統合を進めてきており、平成14年度以降、14組29大学が統合し、現在、86大学。引き続き、国立大学間の自主的な検討に基づく取組を支援。	
○学部・学科の改組等に向けた支援			各大学の自主的な検討に基づき必要な支援を実施			○学部の再編 各大学の自主的・自律的な判断を踏まえ、社会的要請の強い人材育成のための学部等の整備を進めており、平成20年度には18大学で学部・学科の改組等が予定されている。引き続き各大学の自主的な検討に基づく取組を支援。	
○学部の入学定員の縮減等に向けた支援			各大学の自主的な検討に基づき必要な支援を実施			○学部の入学定員の縮減 各大学の自主的・自律的な判断を踏まえ、18歳人口の動向や社会的要請等を総合的に勘案しながら判断しているものであり、平成20年度は、対前年度322人の減員を予定。引き続き各大学の自主的な検討に基づく取組を支援。	
○中期目標設定や評価の実施を通じた取組を通じた国立大学の経営効率化の推進		9月末 との年 取度 り評 ま備	9月末 取年 り度 評と 備め		9月末 取年 り度 評と 備め	22年度 備中 期目 取評 ま問 め評	○各国立大学法人の中期目標において、業務運営の改善及び効率化に関する目標(運営体制の改善、事務処理の効率化・合理化、事務組織の機能・編成の見直し等)を示すとともに、各法人の中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を毎年度評価することを通じて経営効率化を推進。
○独立行政法人国立大学財務・経営センターに対する国立大学法人の財務・経営に関する協力・助言の指示を通じた国立大学の経営効率化の推進			随時対応			○文部科学省所管の独立行政法人国立大学財務・経営センターを通じて、国立大学法人の財務・経営に関する協力・助言を実施。	
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)							

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 【国立大学の再編統合等】 ○大学からの相談に応じ、大学の再編統合、学部の再編等について大学への協力・助言を実施	大学からの相談に応じ随時実施	大学からの相談に応じ随時実施予定	大学からの相談に応じ、同協力・助言を実施予定
○大学の学部再編、学部の入学定員等に関する情報提供	大学の学部再編、学部の入学定員等につき、年に2回公表	大学の学部再編、学部の入学定員等につき、年に2回の公表を予定	大学の学部再編、学部の入学定員等につき、年に2回の公表を予定
【国立大学の経営効率化】 ○業務運営の改善及び効率化に関する中期目標・計画の達成状況の評価及び評価結果の公表を実施	中期目標・計画の達成状況の評価及び評価結果の公表を毎年度実施	中期目標・計画の達成状況の評価及び評価結果の公表を実施予定	引き続き中期目標・計画の達成状況の評価及び評価結果の公表を実施予定
○独立行政法人国立大学財務・経営センターに対する、文部科学大臣が策定した中期目標による国立大学法人の財務・経営に関する協力・助言の指示	(今期中期目標において指示)	(今期中期目標において指示)	平成20年度中に策定予定の次期中期目標においても、独立行政法人国立大学財務・経営センターに対する同内容の指示を検討。
(アウトプット指標) 【国立大学の再編統合等】 ○再編統合等した大学数、学部・学科の改組等を行った大学数、学部の入学定員の増減数	国立大学の再編統合 平成17年度 1組3大学 平成18年度 0組 平成19年度 1組2大学 学部・学科の改組等 平成17年度 11大学 平成18年度 28大学 平成19年度 15大学 学部の入学定員 平成17年度 40人の減員 平成18年度 92人の減員 平成19年度 115人の減員	国立大学の再編統合:該当なし  学部・学科の改組等:18大学  学部の入学定員:322人の減員	(引き続き各大学における経営効率化を推進)
【国立大学の経営効率化】 ○各大学において業務運営の改善及び効率化に関する中期目標・計画の達成に向けた年度計画を策定し、その計画に沿った取組を実施。	(全大学において年度計画を策定)	(全大学において年度計画を策定)	(引き続き中期目標・計画において同項目を設け、それに向けた年度計画を全大学において策定予定)
(アウトカム指標) 【国立大学の再編統合等・国立大学の経営効率化】 ○時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革	・時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革の推進	・時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革の推進	・時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革の推進

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
25	2章1. III(2)	⑥ 競争的資金の拡充と効率的な配分 ・研究と教育の両面における競争的資金を拡充するとともに、間接経費を充実する。競争的資金の審査システムを公正性、透明性、国際性の観点から高度化する。若手研究者への配慮等評価手法を改革する。	内閣府(科学技術政策・イノベーション担当)及び関係省庁

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題(各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○総合科学技術会議における検討  ○競争的資金の拡充と制度改革の推進	19年度中			適宜		○総合科学技術会議において、①資源配分方針の策定と優劣判定の実施、②制度評価の実施、③PD会議の開催、④データの分析と公表等を通じて、全体調整とともに、制度改革の実施状況のフォローアップを行った。  ○「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」(平成19年6月14日総合科学技術会議基本政策推進専門調査会)に基づき事業ごとに制度改革を検討。
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他) ○競争的資金の拡充と制度改革の推進						○総合科学技術会議において、H19年6月に取りまとめた報告書「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」に基づき、政府全体で一体となった取組を推進する。  (報告書の概要) ・イノベーションの種となる基礎研究の多様性・継続性の確保と出口につなぐシームレスな仕組みの構築 ・若手・女性研究者に魅力的な研究環境づくり ・ハイリスクでインパクトのある研究や独創的な研究の強化および裾野を広げる仕組み ・評価体制の強化 ・研究資金の効果が最大になる公正・透明で効率的な配分・使用システムの確立  ○各省庁が所管する競争的資金について、競争的資金の拡充や間接経費の充実などに係る予算を要求中。また、審査・評価手法の改革を進める。(関係省庁)
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)	競争的資金の拡充		競争的資金の拡充		競争的資金の拡充	

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(評価時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
26	2章1.Ⅲ(2)	⑦ 大学による自助努力を可能とするシステム改革 企業や個人等からの寄付金、共同研究費等民間からの資金の活用について、各大学の自助努力を後押しするための税制を含む環境整備等を検討する。	文部科学省高等教育局高等教育企画課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施)						
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他) 寄付税制の拡充						○平成20年度税制改正について、教育、科学技術・学術の振興のための寄付税制の拡充を要望
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)						

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 寄附に係る優遇措置の状況	個人寄付に係る所得控除限度額の、 上限を25%から30%に引き上げ。 (平成17年度) 下限を1万円から5千円に引き下げ (平成18年度) 上限を30%から40%に引き上げ。 (平成19年度)	平成20年度税制改正要望として、 ①所得控除される寄附金額の上限を所得の50%まで引き上げる。 ②所得控除限度額を超える分の寄附金額について複数年にわたり所得控除を可能とする「繰り越し控除」を創設する。 ③企業等から大学等に対する寄附金について新たに税額控除制度を創設すること。を要望中。	引き続き、各大学の自助努力を後押しするための税制改正要望を行う。
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標) 寄附金額・寄附者数	平成18年度の学校法人、国立大学法人、公立大学法人への個人寄附は、平成16年度に比べ、寄附金額では3%増の約375億7669万円、寄附者数では11%増の約3万2千人。 (今年度の実績は、来年度調査予定。)		

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
27	2章1.Ⅲ(2)	<p>⑧国立大学法人運営費交付金の改革</p> <p>・文部科学省は、国立大学法人運営費交付金については、次期中期目標・計画(平成22年度～)に向け、各大学の努力と成果を踏まえたものとなるよう、新たな配分の在り方の具体的検討に早期に着手し、平成19年度内を目途に見直しの方向性を明らかにする。</p> <p>・文部科学省は、運営費交付金の配分については、①教育・研究面、②大学改革等への取組の視点に基づく評価に基づき適切な配分を実現する。その際、国立大学法人評価の結果を活用する。</p>	文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題(各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施)						
<p>(報告書・指針等のとりまとめ)</p> <p>○「見直しの方向性」の公表</p> <p>次期中期目標期間の国立大学法人運営費交付金について、平成19年度内を目途に見直しの方向性を明らかにする。</p>	<p>10月</p> <p>省内における検討</p>	<p>19年度内</p> <p>「見直しの方向性」の公表</p>	<p>「見直しの方向性」公表後も引き続き検討</p>	<p>8月</p> <p>概算要求</p>	<p>12月</p> <p>政府原案</p>	<p>○次期中期目標期間(平成22年度～)の運営費交付金に関し、各国立大学法人の教育研究や大学改革等への取り組みを踏まえた適切な配分とすべく、平成19年度内を目途に見直しの方向性を明らかにするよう検討中。</p>
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
<p>(参考)</p> <p>主な予算措置(平成20年度は概算要求)</p>						<p>次期中期目標期間における国立大学運営費交付金の新たな配分の在り方に基づく概算要求を行う。</p>

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
28	2章1.Ⅲ(2)	<p>「教育再生会議」において、経済財政諮問会議、総合科学技術会議等関係会議とも連携し、上記改革の推進・検討状況のフォローアップを行い、改革を着実に前進させるものとする。</p> <p>・大学の教育システムの改革、グローバル化推進については、文部科学省において、平成19年度中に結論を得ることを目指し、具体化に向けて検討を進め、結論の得られたものから直ちに実施に移す。</p> <p>・研究システムの改革については、総合科学技術会議を中心に、必要に応じ、関係会議等とも連携しつつ具体化に向けた検討を進め、平成19年度内に結論を得るとともに、可能なものから直ちに実施に移す。</p> <p>・予算面については、第3章の「1. 歳出・歳入一体改革の実現」と整合性を取りつつ、効率化を徹底しながら、メリハリをつけて、教育再生に真に必要な予算について財源を確保するとの方針に沿って、「教育再生会議」及び経済財政諮問会議等における議論も踏まえつつ、検討する。</p> <p>・大学改革についての残された課題(大学入試、大学入学年齢の弾力化など)については、「教育再生会議」において、必要に応じ関係会議と適宜連携し、検討を進める。</p>	<p>文部科学省高等教育局高等教育企画課 内閣府(科学技術政策・イノベーション担当) 内閣官房(教育再生会議)</p>

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
<p>(委員会等における検討の実施)</p> <p>○大学改革に関する検討</p> <p>○総合科学技術会議における検討</p> <p>○教育再生会議における検討</p>	<p>→</p>	<p>→</p> <p>19年度中</p>				<p>○基本方針2007に記載された大学改革に関する内容について、平成19年度中に結論を得ることを目指し、具体化に向けて検討を進め、結論の得られたものから直ちに実施に移すこととしている。</p> <p>○総合科学技術会議において、大学関係、研究者、産業界に対してヒヤリングを実施の上、研究システム改革の具体化に向けて検討中。</p> <p>○教育再生会議において、「大学学部教育の在り方、大学・大学院の教育と研究の在り方、及び財政支援の在り方」について検討予定。</p> <p>○教育再生会議において、「大学入試の抜本的改革」について検討予定。</p> <p>○大学改革についての残された課題については、「教育再生会議」における検討状況を見極めつつ検討。</p>
<p>(報告書・指針等のとりまとめ)</p> <p>○教育再生会議第3次報告</p>	<p>→</p>	<p>→</p> <p>12月</p>				<p>○平成19年12月に教育再生会議第3次報告を取りまとめ予定。</p>
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
<p>(参考)</p> <p>主な予算措置 (平成20年度は概算要求)</p>						

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(評価時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
29	第2章1.Ⅲ(2)	① 確定拠出年金の改革 「成長力加速プログラム」を踏まえ、投資促進の観点から、確定拠出年金における拠出の在り方の見直しを検討する。	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 経済産業省経済産業政策局企業行動課 金融庁総務企画局企画課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○「企業年金制度の施行状況の検証結果」 (平成19年7月企業年金研究会)取りまとめ	→ 7月					○平成18年10月に厚生労働省年金局長の下に設置した企業年金研究会において、確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度を中心に企業年金制度の施行状況の検証を行い、平成19年7月に「企業年金制度の施行状況の検証結果」を取りまとめた。
「企業年金制度の施行状況の検証結果」(平成19年7月企業年金研究会取りまとめ)						
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他) ○平成20年度税制改正要望を提出	→ 8月					○①企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除の適用、②個人型確定拠出年金の加入対象者の見直しに係る掛金等の所得控除の適用、③個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上げを税制改正要望として提出した。
税制改正要望提出						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)	(参考) (厚生労働省) ・企業年金研究会の開催諸経費					

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
30	2章1Ⅲ(3)②P14	② ベンチャー企業へのリスクマネーの供給促進 「成長力加速プログラム」を踏まえ、ベンチャー企業にとって重要な初期段階での資金供給の促進及びベンチャー企業への投資を通じた新成長のフロントライン拡大のため、税制を含む環境整備等について検討する。	経済産業省経済産業政策局新規産業室

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ベンチャー企業にとって重要な初期段階での資金供給の促進及びベンチャー企業への投資を通じた新成長のフロントライン拡大のための税制を含む環境整備等		9月 11月 中間報告	春 最終報告			○ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会を開催し、ベンチャー企業へのリスクマネー供給促進策について、エンジェル税制の拡充、ベンチャーキャピタルの機能強化、新興株式市場のあり方等を検討中。
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)		エンジェル税制について、ベンチャー企業要件をサービス業等が容易に対象となるよう緩和すると共に、事前確認制度を導入し個人投資家(エンジェル)からの投資を促進する。また、株式譲渡益1/2圧縮特例措置の適用期限を2年間延長。	(経済産業省) エンジェル税制について、以下の措置を要望。 ①投資時点での税額控除制度を創設すること ②株式取得・損失発生時点の優遇措置の対象所得の範囲を金融所得に拡大すること等			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標) ○エンジェル税制を利用した投資額	H16年度～H18年度累計 53億円	精査中	
(アウトカム指標)			



# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
31	2章1Ⅲ(4)	<p>(4)イノベーションの加速</p> <p>① 社会システムの改革戦略(「イノベーション25」)の推進 イノベーションが次々と生み出される社会環境を構築するため、おおむね今後3年間で、若手研究者向け資金や理数教育など次世代投資の充実と強化、環境・エネルギー技術など優れた技術を活かした成長と国際貢献、国際競争力強化を目指した大学改革、新しいサービスの構築・実証を通じた規制の見直しなどイノベーション創出・促進に向けた社会環境整備に取り組む。</p> <p>② 技術革新戦略ロードマップ(「イノベーション25」)に基づく政策の推進 イノベーションの創出を加速化させるため、「第3期科学技術基本計画」を踏まえ、社会還元を加速するプロジェクト、分野別の戦略的な研究開発、イノベーションの種となる多様な基礎研究を推進するとともに、イノベーションを担う研究開発体制を強化する。</p>	内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付イノベーション推進室

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題(各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○「イノベーション25」に掲げられた施策						<p>○社会システムの改革戦略(「イノベーション25」)のうち、早急に取り組むべき課題として取り上げた決定事項について、概ね今後3年間に取組む課題として各府省の行動を促し、着実に推進。</p> <p>○「第3期科学技術基本計画」に沿って、イノベーションの種となる多様な基礎研究について一定の資源を確保して着実に進めるとともに、「分野別推進戦略」に沿って「イノベーション25」に掲げた分野別の研究開発を推進する。</p> <p>○社会還元加速プロジェクトについては、本年度中にTFにおいて策定するロードマップ(5年計画)に従って、プロジェクトを着実に推進していく。</p>
(委員会等における検討の実施) ○「イノベーション25」に基づく政策の推進		イノベーション推進本部				<p>○長期戦略指針「イノベーション25」の策定と合わせて、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「イノベーション推進本部」を設置。</p> <p>イノベーション推進本部において、関係府省の枠を超えた総合的な推進体制を整備し、長期戦略指針「イノベーション25」のPDCAサイクルの確立を図るため、現在、第1回本部会合の開催に向けて準備中。</p> <p>社会システムの改革戦略(「イノベーション25」)のうち、早急に取り組むべき課題として取り上げた決定事項について、イノベーション推進本部において、概ね今後3年間に取組む課題として各府省の行動を促し、着実に推進。</p> <p>○平成20年度概算要求における科学技術関係施策の優先度判定等においては、イノベーション創出を力強く推進するための先駆的取組として、次世代を担う人材への投資、社会還元加速プロジェクト、科学技術外交を、優先すべき先駆的取組とした。</p> <p>○社会還元加速プロジェクトについては、総合科学技術会議有識者議員をプロジェクトリーダー(PL)としたタスクフォース(TF)の設置や、PL及びTF事務局の構成メンバーの決定などの推進体制を決めた(平成19年7月5日総合科学技術会議有識者議員会合)。PL及びサブリーダーを中心とした各省ヒアリングを行い、社会還元加速プロジェクトに必要な施策を決定し、第70回総合科学技術会議に報告したところ。</p>
(報告書・指針等のとりまとめ) ○社会還元加速プロジェクトの意見具申及び詳細なロードマップの構築		意見具申 11月 ロードマップ策定 3月				<p>○社会還元加速プロジェクトについては、第70回総合科学技術会議に報告した内容について、11月に開催予定の第71回総合科学技術会議で各省に意見具申する予定。これに沿って、常勤議員をプロジェクトリーダーとし、予算関連施策のみならず、システム改革を担当する各省の責任者を交えたタスクフォース(TF)にて、5年(平成20年度～平成24年度)の技術開発とシステム改革が一体となったロードマップを作成していく。その後、TFにおいてロードマップに基づき、プロジェクトを着実に推進していく。</p>
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)			6つの社会還元加速プロジェクトの平成20年度概算要求額総計は185億円。			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 長期戦略指針「イノベーション25」の推進に必要な取組	長期戦略指針「イノベーション25」の策定と合わせて、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「イノベーション推進本部」を設置	イノベーション推進本部の定期的な開催	イノベーション推進本部の定期的な開催
(アウトプット指標) 長期戦略指針「イノベーション25」の推進に必要な取組の成果	長期戦略指針「イノベーション25」に掲げた早急に取り組むべき課題への対応に向けた各府省との連絡調整	長期戦略指針「イノベーション25」に掲げた早急に取り組むべき課題への取組状況の評価	長期戦略指針「イノベーション25」に掲げた早急に取り組むべき課題への取組状況を評価し、必要に応じて「イノベーション25」の見直し
(アウトカム指標) 長期戦略指針「イノベーション25」の推進状況	各府省において、長期戦略指針「イノベーション25」に掲げた早急に取り組むべき課題への対応に着手	長期戦略指針「イノベーション25」に掲げた早急に取り組むべき課題への対応の推進	長期戦略指針「イノベーション25」に掲げた早急に取り組むべき課題への対応の推進

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
32	2章1Ⅲ(4)	(4)イノベーションの加速 ③ 知的財産戦略(「知的財産推進計画2007」)の推進 ・模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)の早期実現に向け関係各国との議論をリードする。また、国際標準化活動のリーダー育成など「国際標準総合戦略」を着実に実行するとともに、今後重要となる技術分野についての分野別知財戦略を平成19年中に策定する。 ・世界最高水準の特許審査に向け、審査の一層の迅速化を図る。また、特許制度の国際調和や国際審査協力を推進する。	内閣府知的財産戦略推進事務局、経済産業省通商政策局、製造産業局模倣品対策・通商室、特許庁総務課

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題(各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○国際標準化活動のリーダー育成など「国際標準総合戦略」を着実に実行する  ○世界最高水準の特許審査に向け、審査の一層の迅速化を図る。				恒常審査官及び任期付審査官の十分な確保	先行技術文献調査の外注の拡大	○「国際標準総合戦略」については、人材育成に関する取組も含め、関係府省において種々の取組に着手されており、本戦略の着実な実行が図られている。  ○審査の一層の迅速化を図るため、恒常審査官及び任期付審査官を平成20年度においても引き続き十分に確保すべく採用活動を実施しているところ。特に任期付審査官については、質の高い人材の確保のため、主要都市での説明会を実施するなど、全国規模で積極的なPR活動を実施。 ○先行技術文献調査の外注については、18年度の19万7千件から19年度においては20万9千件以上に、また20年度においても引き続き拡大を図るべく取り組んでいるところ。
(委員会等における検討の実施)						
(報告書・指針等のとりまとめ) ○今後重要となる技術分野についての分野別知財戦略を平成19年中に策定する。		知的財産による競争力強化専門調査会				○8月1日付で知的財産戦略本部に設置した知的財産による競争力強化専門調査会において、同月末より分野別知財戦略策定に向けた検討を行っており、12月を目的に取りまとめる。
(法令等の制定・改正) ○「知的財産推進計画2007」を踏まえ、関係府省が必要に応じ法制度を整備						
(その他) ○「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)の早期実現に向け関係各国との議論をリードする。  ○特許制度の国際調和や国際審査協力を推進する。		ム・G・8 サミット(関係各国と検討)				○「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)について、本年6月のG8ハイリゲンダム・サミットにおいて「知的財産権の執行に関する国際的な法的枠組みを強化する可能性に関して、各国の専門家による研究を継続する必要性を認識する」との文言が合意文書に盛り込まれ、国際的な重要関心事項と位置付けられたところ。また、10月23日、日米欧より、知的財産の保護に関心が高い国々と緊密に連携を図り、集中的な協議を開始する旨、発表。今後、関係国との間で、協議を加速していく。  ○本年9月に開催された特許制度調和に関する先進国全体会合において、先願主義への移行やグレースピリオドの拡大を含む作業部会議長提案の項目リストについて、各国間で一定の理解が得られ、今後作業部会で更なる議論が行われる見通し。 ○特許審査ハイウェイ(PPH)については、既に開始されている米国(H18年7月から試行)・韓国(H19年4月から開始)・英国(H19年7月から試行)に加え、来年3月からはドイツとの間で試行を開始する予定。今後は欧州特許庁、豪、加、デンマーク等への拡大に向け交渉を進め、特許審査ハイウェイのネットワーク化を目指し、サーチ・審査結果の相互利用の拡大を図る。
(参考) 主な予算措置(平成20年度は概算要求)	(経済産業省特許庁) ○知的財産政策関連予算 1,186億円		(経済産業省特許庁) ○知的財産政策関係概算要求 1,275億円			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 先行技術文献調査外注実施費 任期付審査官数	先行技術文献調査外注実施費:150億(平成17年度実績)→157億(平成18年度実績)→185億(平成19年度見込み)  任期付審査官数:196(平成17年度定員)→294(平成18年度定員)→392(平成19年度定員)	先行技術文献調査外注実施費:189億(平成20年度予算要求額)  任期付審査官数:492(平成20年度見込み)	
(アウトプット指標) 先行技術文献調査外注件数	197000件(平成18年度実績)→209000件以上(平成19年度見込み)	231000件(平成20年度計画)	平成22年度には約240000件とする。
(アウトカム指標) 一次審査件数 一次審査期間	一次審査件数:245000件(平成17年度実績)→296000件(平成18年度実績)→313000件(平成19年度見込み)  一次審査期間:25.6月(平成17年度実績)→25.7月(平成18年度実績)→28月台(平成19年度見込み)	一次審査期間:平成20年度においても29ヶ月台に留める。	一次審査期間:平成25年には11ヶ月に短縮する。

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(評価時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
33	2章1Ⅲ(4)	(4)イノベーションの加速 ④産学官連携の推進 次世代環境航空機等の戦略的分野の研究開発プロジェクト、産学双方の対話(「産学人材育成パートナーシップ」)等を推進する。	(次世代環境航空機等)経済産業省 製造産業局航空機武器宇宙産業課、文部科学省 研究開発局 参事官(宇宙航空政策担当) (産学双方の対話)経済産業省 経済産業政策局 産学人材参事官室 産業技術環境局 大学連携推進課、文部科学省 高等教育局 専門教育課

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題(各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○次世代環境航空機等の戦略的分野の研究開発プロジェクトを推進する。 [環境適応型高性能小型航空機研究開発]	研究開発			事業化判断	初飛行 型式証明取得 商用開始	○次世代環境航空機 [環境適応型高性能小型航空機研究開発] 燃費20%向上、静粛性の向上、整備コストの低減、安全性の向上等、高性能な機体の開発を目指し、要素技術開発を実施。これまでに、機体仕様検討、基本風洞試験、複合材製尾翼の実大桁間構造の試作・強度試験等を実施したところ。19年度中に要素技術としての技術的成立性の目途付けを行う予定。 今後は、要素技術レベルでの実証を行うとともに、これらの要素技術を盛り込んだ強度試験、飛行試験を実施することにより、所要の安全審査を経て、技術を確立させることが必要。 なお、平成19年10月9日にはMRJの正式客先提案を決定。同日付で、国土交通省に型式証明(T/C)を申請。正式客先提案の決定により、来年春頃の事業化に向けて、世界各国の顧客候補エアラインへの販売活動を本格的に開始。
(委員会等における検討と報告書のとりまとめ、それらを踏まえた事業等の実施。) ○産学双方の対話(「産学人材育成パートナーシップ」)等を推進する。		「産学人材育成パートナーシップ」全体会議 「産学人材育成パートナーシップ」分科会				○教育における産学連携が必ずしも好循環を生んでいないという現状認識の下、産学双方の対話と取組の場として「産学人材育成パートナーシップ」を創設。 ○第1回「産学人材育成パートナーシップ」全体会議を10/31に開催。 ○8つの分科会(化学、機械、材料、資源、情報処理、電気・電子、原子力、経営・管理人材)を立ち上げ、議論を順次開始しているところ。 ○「産学人材育成パートナーシップ」全体会議において、平成19年度中を以て「中間とりまとめ」を行う予定。
(報告書・指針等のとりまとめ)		めり中間と				
(法令等の制定・改正)						
(その他)						

参考) 主な予算措置(平成20年度は概算要求)	(経済産業省)	(文部科学省)	(経済産業省)	(文部科学省)
	環境適応型高性能小型航空機研究開発:102億円 うち、一般会計 52億円 財投出資 50億円	国産旅客機高性能化技術の研究開発/クリーンエンジン技術の研究開発: 27.0億円	環境適応型高性能小型航空機研究開発: 13.3億円 環境適応型小型航空機用エンジン研究開発: 20.6億円	国産旅客機高性能化技術の研究開発/クリーンエンジン技術の研究開発: 27.2億円 専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム:22.8億円の内数

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 次世代環境航空機関連の予算額	環境適応型高性能小型航空機研究開発(一般会計)75億円	環境適応型高性能小型航空機研究開発(一般会計)52億円(財投出資)50億円	事業実施に必要な所要予算を要求する予定。
産学人材育成パートナーシップに関連する予算額		産学人材育成パートナーシップ事業(一般会計)産学連携人材育成事業 30億円の内数 専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム:22.8億円の内数	事業実施に必要な所要予算を要求する予定。
(アウトプット指標) 研究開発の成	[環境適応型高性能小型航空機研究開発] 燃費20%向上、静粛性の向上、整備コストの低減、安全性の向上等、高性能な機体の開発を目指し、要素技術開発を実施。これまでに、機体仕様検討、基本風洞試験、複合材製尾翼の実大桁間構造の試作・強度試験等を実施したところ。19年度中に要素技術としての技術的成立性の目途付けを行う予定。	[環境適応型高性能小型航空機研究開発] 要素技術レベルでの実証を行うとともに、これらの要素技術を盛り込んだ強度試験、飛行試験に向けた作業を行う。	[環境適応型高性能小型航空機研究開発] 平成20年度までの成果を踏まえ、要素技術レベルでの実証を行うとともに、これらの要素技術を盛り込んだ強度試験、飛行試験を実施することにより、所要の安全審査を経て、技術を確立させる。
産学の対話及び事業の成果	第1回「産学人材育成パートナーシップ」全体会議を10/31に開催。 8つの分科会(化学、機械、材料、資源、情報処理、電気・電子、原子力、経営・管理人材)を立ち上げ、議論を順次開始しているところ。 議論の内容を踏まえて、産業界・大学界が今後取り組んでいくことが望ましい方向などを盛り込んだ「提言と行動」を含む「中間とりまとめ」を行う予定。	産学人材育成パートナーシップでの議論を行うとともに、そこでの検討結果を踏まえ、産業界と教育界が協力して大学等におけるプログラム開発等を実施し、教育分野の産学連携を推進。	産学人材育成パートナーシップでの議論を行うとともに、対話と行動の進捗や内容を踏まえ、産業界と教育界が協力して大学等におけるプログラム開発等を実施し、教育分野の産学連携を推進。
(アウトカム指標) 次世代環境航空機(MRJプロジェクト等)の事業実施状況	[環境適応型高性能小型航空機研究開発] 平成19年10月9日にMRJの正式客先提案を決定。同日付で、国土交通省に型式証明(T/C)を申請。正式客先提案の決定により、来年春頃の事業化に向けて、世界各国の顧客候補エアラインへの販売活動を本格的に開始。	[環境適応型高性能小型航空機研究開発] 来年春頃にMRJの事業化決定を目指す。	[環境適応型高性能小型航空機研究開発] 平成24年度にMRJの商用開始。
対話と行動の状況	産学人材育成パートナーシップにおける議論の内容を踏まえて、産業界と産業界の、より幅広い連携協力関係を構築	産学人材育成パートナーシップにおける議論の内容を踏まえて、産業界と産業界の、より幅広い連携協力関係を構築	産学人材育成パートナーシップにおける議論の内容を踏まえて、産業界と産業界の、より幅広い連携協力関係を構築

# 「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

(調査時点:平成19年11月)

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
34	2章1Ⅲ(5)	(5)市場経済を支えるルールの整備 改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図るとともに、課徴金に係る制度の在り方、優越的地位の濫用、不当販売などの不公正な取引方法に対する措置の在り方、審判手続の在り方等の課題について速やかに結論を得て、法改正の必要性を検討する。	(5)公正取引委員会官房総務課、内閣府大臣官房企画調整課

目標達成のために必要な事項及びその工程表 (事業等の実施)	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	平成19年11月時点での進捗状況及び課題 (各府省記入)
	上期	下期	上期	下期		
(委員会等における検討の実施)						
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正) ○課徴金に係る制度の在り方、優越的地位の濫用、不当販売などの不公正な取引方法に対する措置の在り方、審判手続の在り方等の課題について速やかに結論を得て、法改正の必要性を検討する。  ○排除型私的独占への課徴金導入等を内容とする独占禁止法改正法案の検討		報告書	次期通常国会	法案提出		○平成19年6月26日、内閣府独占禁止法基本問題懇談会の報告書が取りまとめられたところである。 公正取引委員会としては、同懇談会により提言された内容をできるだけ尊重し、公正取引委員会として我が国経済における公正かつ自由な競争の促進を図る観点から必要と考えられる事項についても検討し、独占禁止法の改正等の基本的考え方を取りまとめ、公表したところである。  ○排除型私的独占への課徴金導入等を内容とする独占禁止法改正法案を次期通常国会に提出する方向で検討中。
(その他) ○改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図る						○公正取引委員会は、新たに導入された排除措置命令制度、課徴金減免制度、犯則調査権限等を適切かつ積極的に活用し、カルテル、入札談合等の独占禁止法違反行為に厳正に対処しているところ。
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は概算要求)				(公正取引委員会) 89.9億		

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			